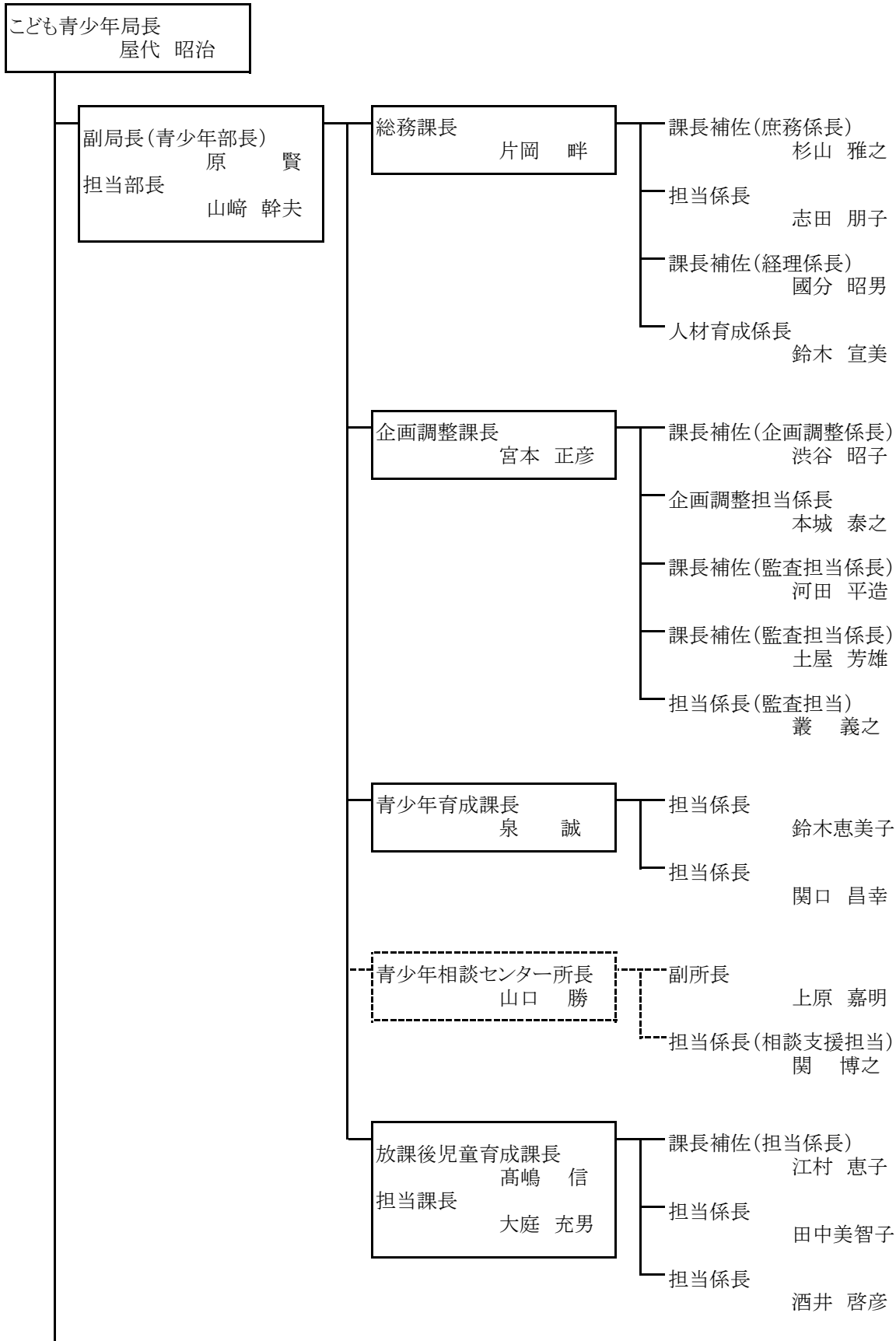


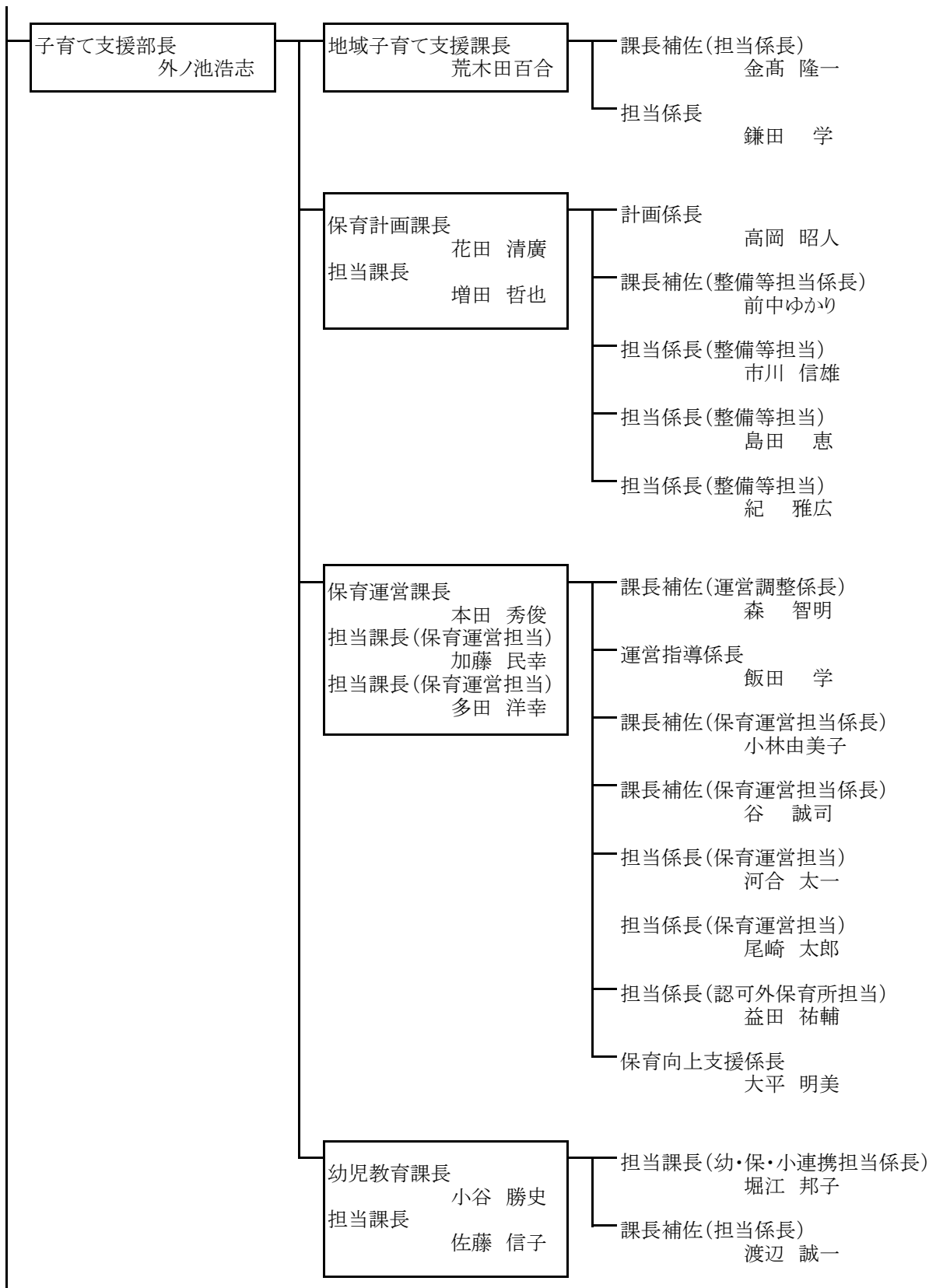
機構及び事務分掌

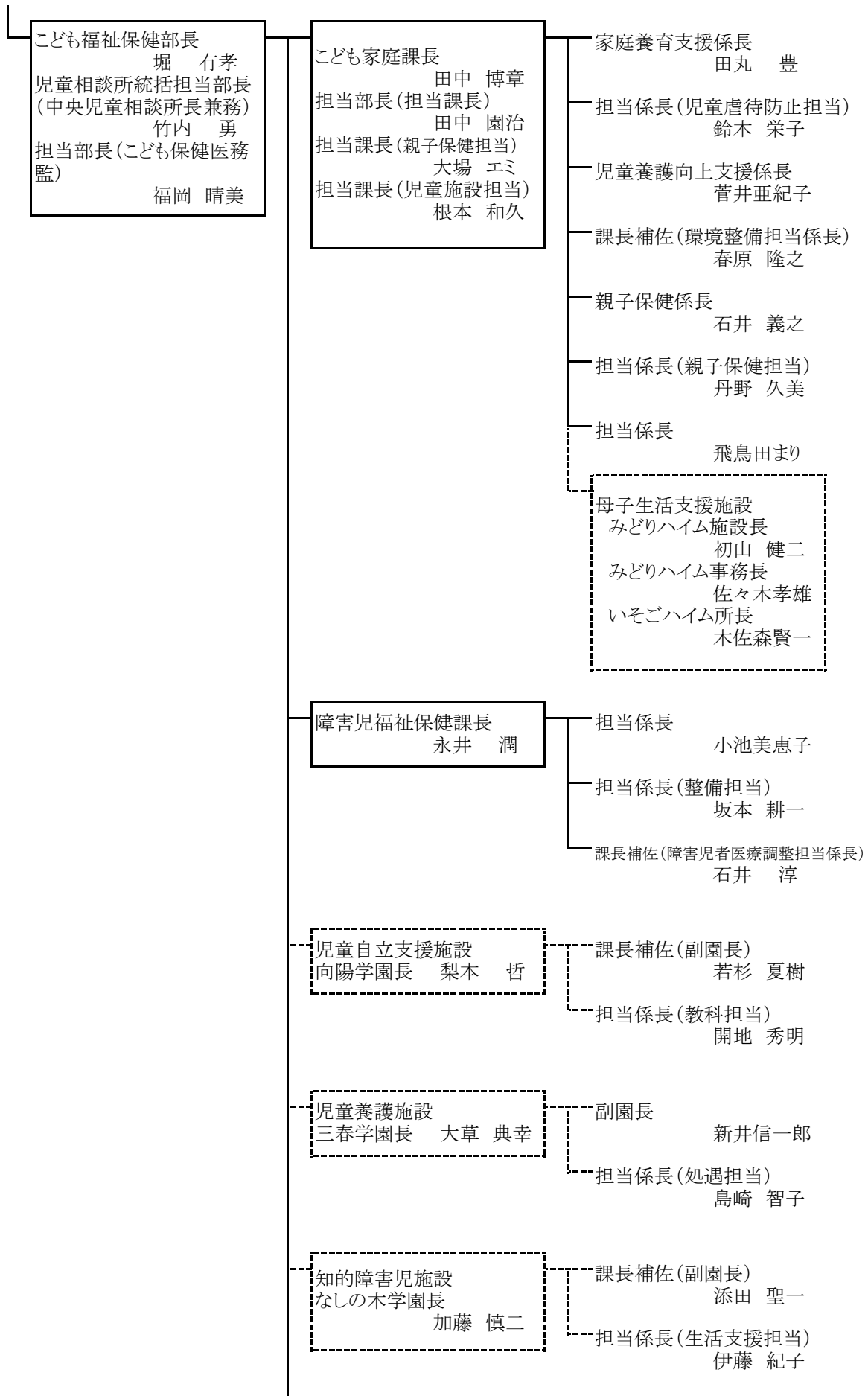
(平成20年6月)

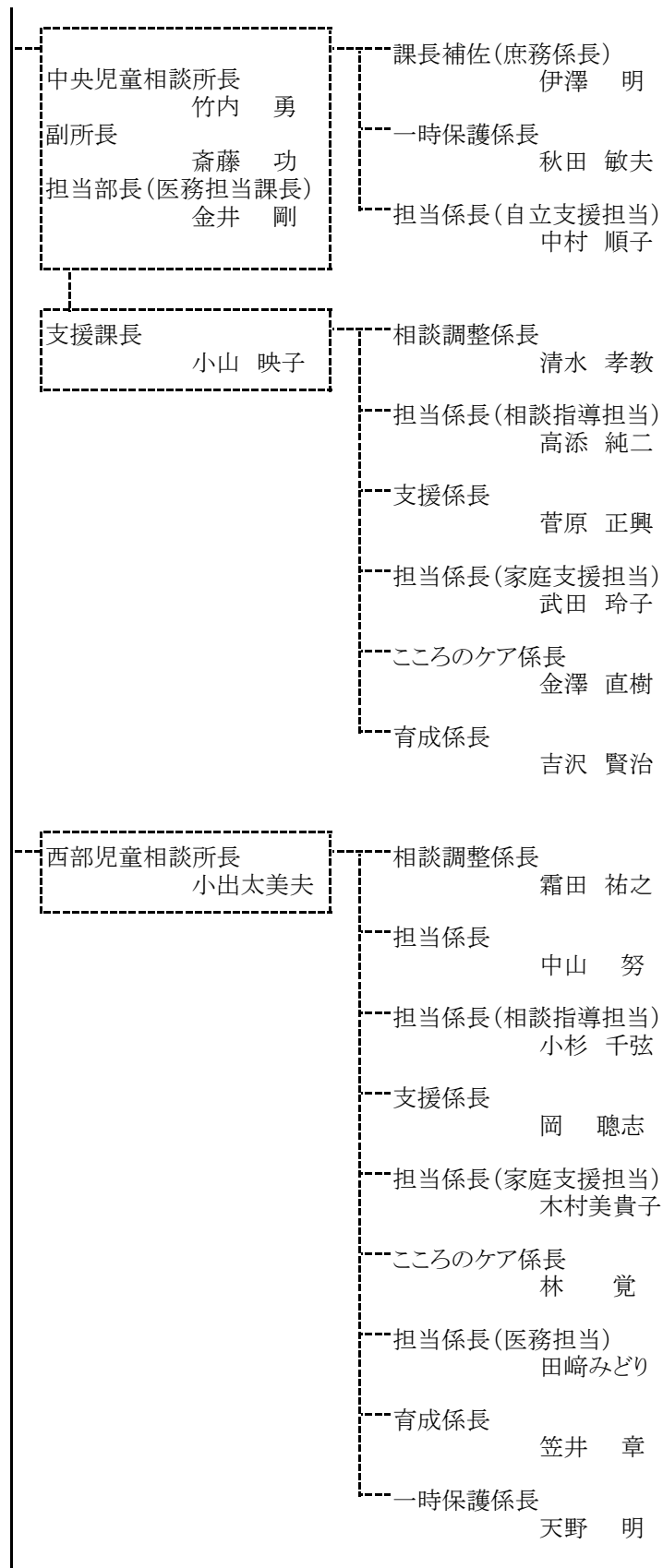
こども青少年局

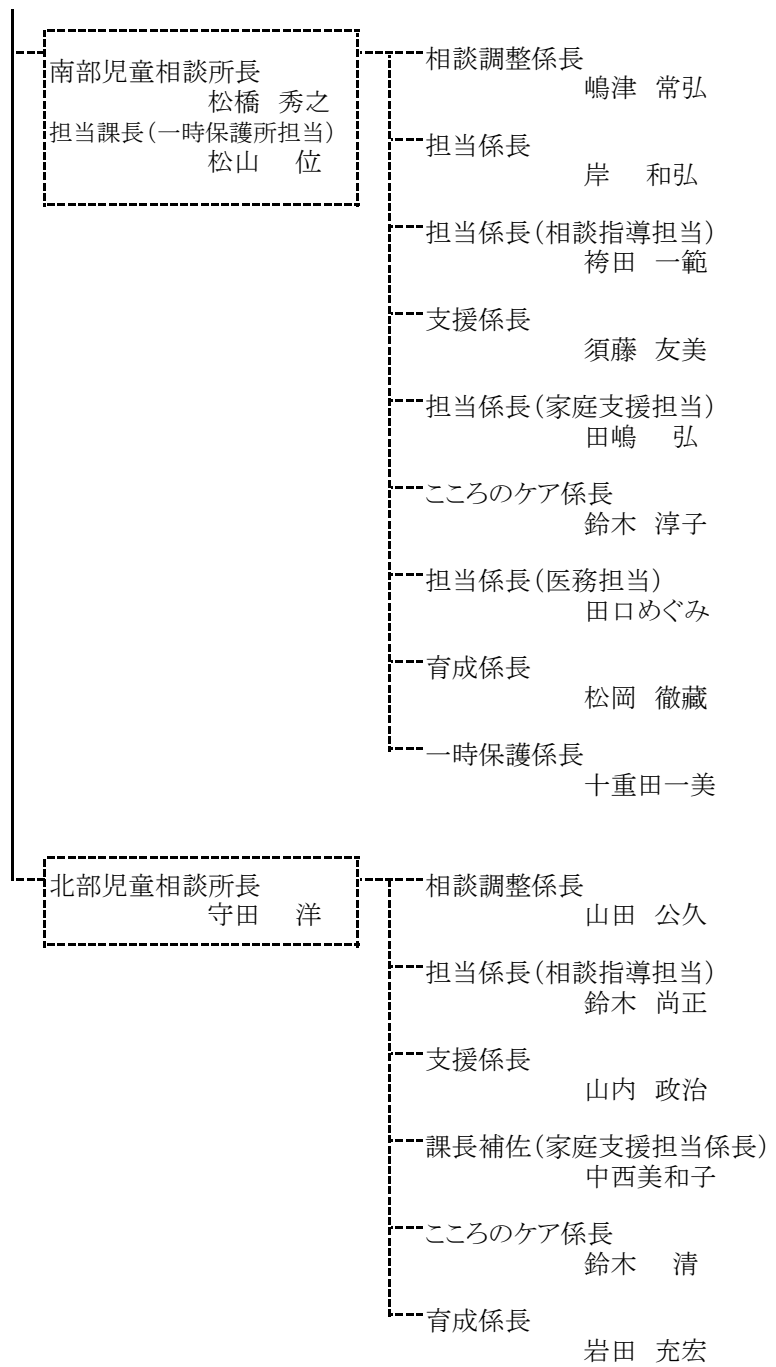
こども青少年局機構図(平成20年6月4日現在)











こども青少年局事務分掌

青少年部

総務課

庶務係

- 1 局内の文書に関すること。
- 2 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- 3 局の危機管理に関すること。
- 4 他の部、課、係の主管に属しないこと。

経理係

- 1 局内の予算及び決算に関すること。
- 2 局内の予算執行の調整に関すること。
- 3 物品の出納保管に関すること。
- 4 局内の財産管理に関すること。
- 5 その他経理に関すること。

人材育成係

- 1 こども及び青少年に係る事業に従事する人材の研修及び育成等に関すること。
- 2 局所属職員の福利厚生及び衛生管理に関すること。
- 3 局所属職員等の人事に関すること。
- 4 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務に関すること。
- 5 局内の組織に関すること。

企画調整課

企画調整係

- 1 こども青少年施策に係る総合的な企画、調整及び調査研究並びに局内の事務事業の調整に関すること。
- 2 こども及び青少年に係る統計調査に関すること（他の部、課の主管に属するものを除く。）。
- 3 横浜市児童福祉審議会に関すること。
- 4 児童福祉に係る事業等の監査に係る企画及び連絡調整に関すること。
- 5 社会福祉法人（児童福祉に係る事業のみを行う法人に限る。）の設立、定款変更、解散、合併の認可等に関すること。
- 6 社会福祉法人の監査その他の指導及び監督に関すること。
- 7 社会福祉法人の改善命令、業務停止命令、役員解職の勧告及び解散命令に関すること。
- 8 児童福祉施設に係る事業、その他の児童福祉に係る事業の監査に関すること。
- 9 児童福祉施設の建設に対する助成についての検査等に関すること。
- 10 特に命ぜられた監査その他の指導及び監督に関すること。

青少年育成課

- 1 青少年育成施策に係る企画及び調整に関すること。
- 2 青少年育成施策の振興に係る事業の実施及び調整に関すること。
- 3 横浜市青少年問題協議会に関すること。
- 4 青少年育成団体に関すること。
- 5 青少年指導員に関すること。
- 6 青少年施設及び横浜市青少年野外活動センターの運営管理に関すること。
- 7 財団法人横浜市青少年育成協会に関すること。

放課後児童育成課

- 1 放課後児童育成施策に係る企画及び調整に関すること。
- 2 放課後キッズクラブ事業に関すること。
- 3 はまっ子ふれあいスクール事業に関すること。
- 4 放課後児童健全育成事業に関すること。

子育て支援部

地域子育て支援課

- 1 地域における子育て支援に係る企画及び調整に関すること。
- 2 地域における子育て支援の推進に関すること。
- 3 市民相互による子育て支援の推進に関すること。

保育計画課

- 1 保育所等に係る企画及び調整に関すること。
- 2 保育所等の整備及び助成に関すること。
- 3 保育所の設置の認可並びに保育所の休止及び廃止の承認に関すること。

保育運営課

運営調整係

- 1 保育所等の運営管理の総合調整に関すること。
- 2 市立の保育所の調整に関すること。
- 3 その他保育所等に関すること。

運営指導係

- 1 保育費用及び法外扶助費に関すること。
- 2 私立の保育所の改善命令、事業停止命令、認可の取消し等に関すること。
- 3 私立の保育所の経営に必要な資金を得るための寄附金の募集の許可に関すること。
- 4 横浜保育室事業の運営等に関すること。
- 5 家庭保育福祉員の認定等に関すること。
- 6 認可外保育施設の事業停止命令等に関すること。

保育向上支援係

- 1 保育所等の職員等の全体研修に関する事。
- 2 保育所等の第三者評価に関する事。
- 3 保育所等の給食指導に関する事。
- 4 保育所の入所児童の歯科健診に関する事。

幼児教育課

- 1 幼児教育の調査研究に関する事。
- 2 幼児教育の研究活動に対する指導、助言及び援助に関する事。
- 3 幼児教育に係る研修の企画及び実施に関する事。
- 4 幼児教育に係る相談に関する事。
- 5 幼児教育に係る助成、支援及び振興に関する事。
- 6 幼保連携施設等に関する事。
- 7 その他幼児教育に関する事。

こども福祉保健部

こども家庭課

家庭養育支援係

- 1 市立の児童福祉施設（保育所及び心身障害児に関する施設を除く。以下この部中同じ。）等の企画及び設置に関する事。
- 2 母子福祉に関する事。
- 3 寡婦福祉に関する事。
- 4 母子福祉及び寡婦福祉に係る社会福祉事業（母子福祉施設に係るものを含む。以下この部中「母子寡婦福祉事業」という。）の開始、変更、廃止の許可等に関する事。
- 5 母子寡婦福祉事業の改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関する事。
- 6 母子寡婦福祉事業の経営に必要な資金を得るための寄附金の募集の許可に関する事。
- 7 児童手当、特別児童手当及び児童扶養手当に関する事。
- 8 児童福祉、母子福祉、寡婦福祉に係る統計調査に関する事。
- 9 児童虐待防止に係る事務の企画及び総合調整に関する事（児童相談所の主管に属するものを除く。）。
- 10 児童相談所との連絡調整に関する事。
- 11 女性に係る福祉の調整に関する事（市民活力推進局男女共同参画推進課の主管に属するものを除く。）。
- 12 部内他の課、係の主管に属しないこと。

児童養護向上支援係

- 1 児童福祉施設の設置の認可並びに当該施設の休止及び廃止の承認に関する事。

- 2 児童福祉施設の改善命令、事業停止命令、認可の取消しその他の指導及び監督に関すること。
- 3 児童福祉に係る社会福祉事業（児童福祉施設に係るものを除く。以下この部中「児童福祉事業」という。）の開始、変更、廃止の許可等に関すること（障害児福祉保健課及び青少年部放課後児童育成課の主管に属するものを除く。以下この部中同じ。）。
- 4 児童福祉事業の改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関すること。
- 5 児童福祉施設及び児童福祉事業の経営に必要な資金を得るための寄附金の募集の許可に関すること。
- 6 児童福祉施設及び里親への措置及び措置費並びに助産等の実施及び助産等の実施費用並びに法外扶助に関すること。
- 7 市立の児童福祉施設の運営管理に関すること。
- 8 里親の認定及び登録に関すること。
- 9 私立の児童福祉施設の建設に対する助成に関すること。
- 10 女性福祉相談に関すること。
- 11 その他児童の養護に関すること。

親子保健係

- 1 母子保健に関すること。
- 2 母子の歯科保健に関すること。
- 3 不妊相談及び不妊治療費助成に関すること。
- 4 母子保健等に係る統計調査に関すること。

障害児福祉保健課

- 1 知的障害児、肢体不自由児等の心身障害児及び身体障害児（以下「障害児」という。）の福祉保健の推進に関すること（健康福祉局障害福祉課の主管に属するものを除く。）。
- 2 発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）による発達障害児の福祉保健の推進並びに健康福祉局との連携及び調整に関すること。
- 3 障害児及び発達障害児の福祉保健に係る施策に係る企画及び調整に関すること。
- 4 障害児の福祉に係る社会福祉事業（知的障害児施設、肢体不自由児施設等の心身障害児及び身体障害児に関する施設（以下この部中「障害児福祉施設」という。）に係るものを除く。以下この部中「障害児福祉事業」という。）の開始、変更及び廃止の許可等並びに改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関すること。
- 5 障害児福祉施設及び障害児福祉事業の経営に必要な資金を得るための寄附金の募集の許可に関すること。
- 6 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）及び身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）による障害児に係る援護及び更生に関すること。

- 7 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）による障害児に係る援護及び更生に関すること。
- 8 特別児童扶養手当に関すること。
- 9 身体障害者等に対する奨学金の支給に関すること。
- 10 学齢期の障害児及び発達障害児の支援に関すること。
- 11 障害児に係る福祉サービスの情報提供に関すること。
- 12 障害児に係る支援費制度及び障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）に係る事務並びに健康福祉局との連携及び調整に関すること。
- 13 市立の障害児福祉施設の企画及び設置並びに運営管理に関すること。
- 14 障害児福祉施設の設置の認可等並びに当該施設の休止及び廃止の承認等に関すること。
- 15 障害児福祉施設の改善命令、事業停止命令、認可等の取消し、その他の指導及び監督に関すること。
- 16 障害児福祉施設への措置、措置費及び法外扶助に関すること。
- 17 私立の障害児福祉施設の建設に対する助成に関すること。

平成 20 年 度

事業概要

こども青少年局

平成20年度 こども青少年局予算総括表

(単位：千円)

(一般会計)					
項 目	本年度	前年度	差 引	前年度比 (%)	備 考
こども青少年費	141,167,398	133,681,069	7,486,329	5.6	
青少年費	19,605,426	19,631,019	△ 25,593	△ 0.1	こども青少年総務費、青少年育成費
子育て支援費	71,990,410	67,335,570	4,654,840	6.9	地域子育て支援費、保育所運営費、幼児教育費、放課後児童育成費、保育所整備費
こども福祉保健費	49,571,562	46,714,480	2,857,082	6.1	児童措置費、こども家庭福祉費、親子保健費、こども手当費、児童福祉施設運営費、児童相談所費、児童福祉施設整備費
諸支出金	785,943	903,798	△ 117,855	△ 13.0	
特別会計繰出金	785,943	903,798	△ 117,855	△ 13.0	母子寡婦福祉資金、水道、自動車及び高速鉄道事業会計繰出金
一般会計計	141,953,341	134,584,867	7,368,474	5.5	
(特別会計)					
母子寡婦福祉資金会計	914,478	955,355	△ 40,877	△ 4.3	母子寡婦福祉資金貸付費、事務費
特別会計計	914,478	955,355	△ 40,877	△ 4.3	

こども青少年局一般会計予算の財源		
	本年度	前年度
特定財源	(40.2) 57,035,470	(38.3) 51,602,576
一般財源	(59.8) 84,917,871	(61.7) 82,982,291
合 計	(100) 141,953,341	(100) 134,584,867

【目 次】

頁

1	次世代育成支援行動計画の推進	1
	○次世代育成支援行動計画推進協議会	○子育て家庭応援事業 <新規>
	○後期ニーズ調査<新規>	○地域子育て応援マンション認定事業 <新規>
2	ワーク・ライフ・バランス推進事業	1
	○両立支援アドバイザー派遣モデル事業<拡充>	
	○ホームページによる情報提供	○ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発
		○小規模事業所内保育施設設置支援モデル事業 <新規>
3	親子の健康の保持・増進	2
	○妊婦健康診査事業<拡充>	○歯科健康診査事業
	○こんにちは赤ちゃん訪問事業<新規>	○養育支援事業
	○産後支援ヘルパー派遣事業	○子ども・家庭支援相談事業
	○母子保健指導事業	○不妊相談・治療費助成事業
	○乳幼児健康診査事業	
4	在宅子育て家庭への支援	3
	○地域子育て支援拠点設置事業 <拡充>	○子育て支援者事業
	○親と子のつどいの広場事業 <拡充>	○横浜子育てサポートシステム事業
	○私立幼稚園はまっ子広場事業 <拡充>	○リフレッシュのための一時預かり事業
	○保育所地域子育て支援事業 <拡充>	<新規>
5	保育運営事業	5
	○保育所運営	○障害児保育 <拡充>
	○長時間保育事業 <拡充>	○市立保育所民間移管事業
	○保育事業向上支援費・特定保育向上支援費	
6	多様な保育ニーズへの対応	6
	○一時保育 <拡充>	○病児・病後児保育 <拡充>
	○休日保育 <拡充>	○24時間型緊急一時保育
7	横浜保育室助成・家庭保育事業等	7
	○横浜保育室助成事業 <拡充>	○認可外保育施設指導監督・助成事業
	○家庭保育事業	
8	保育所整備事業等	8
	○保育所整備	○老朽改築
9	幼児教育事業	9
	○私立幼稚園就園奨励補助事業 <拡充>	○私立幼稚園施設整備費補助事業
	○私立幼稚園預かり保育補助事業<拡充>	○幼稚園協会補助事業
	○私立幼稚園補助事業	○幼児教育研修・交流等事業<拡充>
	○私立幼稚園等障害児教育費補助事業	
10	放課後児童育成施策の推進	10
	○放課後キッズクラブ事業 <拡充>	○放課後児童健全育成事業
	○はまっ子ふれあいスクール事業	

1 1	プレイパーク支援事業 <拡充>	11
1 2	地域療育センター運営事業	11
1 3	地域療育センター学校支援事業 <拡充>	12
1 4	障害児居場所づくり事業 <拡充>	12
1 5	学齢障害児支援事業（学齢後期） <拡充>	13
1 6	重症心身障害児者医療提供体制支援事業	13
1 7	障害児施設及び利用者への支援の充実 ○障害児施設利用者負担助成事業 ○障害児施設措置費 ○障害児施設給付費 ○民間障害児施設運営費助成事業	14
1 8	虐待防止と児童相談所の機能強化 ○児童相談所の運営と機能強化 ○児童虐待防止啓発地域連携事業 ○養育支援家庭訪問事業	15
1 9	児童養護施設等における家庭的支援の充実 ○児童養護施設の整備 ○里親推進事業 <拡充> ○地域小規模児童養護施設の整備<拡充> ○ファミリーグループホーム事業	16
2 0	青少年の自立支援の推進 ○よこはま若者サポートステーション運営事業 ○地域ユースプラザ設置運営事業 ○青少年相談センターの運営 <拡充> ○よこはま型若者自立塾<新規>	17
2 1	青少年育成施策の推進 ○青少年の地域活動拠点づくり <拡充> ○青少年を育む環境づくり ○思春期問題への取組<拡充> ○青少年関係施設の運営等	18
2 2	母子支援・婦人保護・DV対策事業 ○母子家庭等の自立支援 ○DV被害者等に対する地域での ○母子生活支援施設緊急一時保護事業 生活に向けた支援の充実 ○女性緊急一時保護施設補助事業	19
2 3	児童手当・児童扶養手当支給事業 ○児童手当 ○児童扶養手当	20
2 4	母子寡婦福祉資金貸付事業 （母子寡婦福祉資金会計）	20

1	次世代育成支援行動計画の推進		事業内容 次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ「まち」よこはまをつくっていくため、次世代育成支援行動計画「かがやけ横浜こども青少年プラン」を着実に推進します。
本年度		千円 34,892	1 次世代育成支援行動計画推進協議会の開催 972千円 行動計画の進捗状況について検証・協議するとともに、後期計画(平成22～26年度)の策定に向けた協議を行います。
前年度		8,780	2 後期計画ニーズ調査<新規> 23,920千円 子育て家庭や子ども・青少年の実態・要望を把握し、後期計画策定の基礎資料とします。
差引		26,112	3 子育て家庭応援事業<新規> 5,000千円 企業やNPO等による子育て家庭向けサービス・特典や子育てにやさしい設備情報等をホームページ等で紹介するとともに、子育て家庭がこれらのサービスを利用できるよう登録証を配信します。
本年度の財源内訳	国	—	4 地域子育て応援マンション認定事業<新規> 1,000千円 子育てに適した仕様の住戸に、保育所、地域子育て支援施設が併設されたマンションを認定することにより、子育て世帯が安心して子育てできる住環境の整備を推進します。(まちづくり調整局共管)
	県	—	
		—	
	市費	34,892	

2	ワーク・ライフ・バランス推進事業		事業内容 働き方の見直し等により、子育て期には多様な生き方が選択・実現できる社会を目指すため、市内企業のワーク・ライフ・バランスの取組を推進するための支援及び普及・啓発等を行います。
本年度		千円 19,476	1 両立支援アドバイザー派遣モデル事業<拡充> 3,366千円 ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組もうとする企業や中小企業団体を対象に、社会保険労務士等の専門家を派遣し、状況に応じたきめ細かなアドバイスをを行うモデル事業を継続して実施します。
前年度		8,170	2 ホームページによる情報提供 2,260千円 企業のワーク・ライフ・バランスの推進に役立つ支援情報や、先進的・特徴的な取組事例の紹介を行います。また、企業の地域貢献の事例を紹介し他企業への普及を図ります。
差引		11,306	3 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 3,000千円 全市的な理解促進を図るため、リーフレットの発行や市民を対象としたシンポジウムを開催します。
本年度の財源内訳	国	—	4 小規模事業所内保育施設設置支援モデル事業<新規> 10,600千円 仕事と子育てを両立できる職場環境の整備を促進するため、事業所内に保育施設を設置する事業主に対し、設置にかかる経費の一部を助成します。
	県	—	
		—	
	市費	19,476	

3	親子の健康の 保持・増進		事業内容 母体の健康の保持・増進及び乳幼児の健全な育成を図るため、健康診査や保健指導を行います。 また、子育てに関する情報提供や相談を実施し、育児不安に対応するなど、子育て支援の充実に努めます。	
	本年度	千円 1,887,668		1 妊婦健康診査事業<拡充> 707,147千円 医療機関で受診する妊婦健診について、5回分の受診費用の補助を行います。(19年度までは3回分)
	前年度	1,650,828		2 こんにちは赤ちゃん訪問事業<新規> 24,221千円 生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭を、地域の方々が区役所と連携しながら訪問します。安心して子育てができるよう、産後早期の支援の充実に努めるとともに、子どもを見守る地域づくりを推進します。
	差引	236,840		3 産後支援ヘルパー派遣事業 22,150千円 出産後6か月(多胎は1年)までの家庭に対してヘルパーを派遣し、母親等への家事・育児を支援します。
本年度の 財源内訳	国	101,416	4 母子保健指導事業 78,254千円 母子健康手帳の交付や母親(両親)教室の開催、母子訪問指導員による新生児訪問等を行います。	
	県	—		
	その他	5,880		
	市費	1,780,372		
5 乳幼児健康診査事業 647,960千円 乳幼児に対し、福祉保健センター及び医療機関で健診を行います。 (1) 乳幼児健康診査 ・4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に福祉保健センターで実施 (2) 医療機関乳幼児健康診査 ・0歳児を対象に医療機関で3回実施				
6 歯科健康診査事業 100,459千円 乳幼児・妊産婦に対し、福祉保健センターで歯科健診・保健指導を行うほか、未就学児に対し、歯科相談・保健指導を行います。				
7 養育支援事業 91,823千円 (1) 育児支援家庭訪問事業 福祉保健センターの育児支援家庭訪問員(嘱託員)が、子育てに対して不安や孤立感を抱える妊婦及び養育者等の家庭に訪問し、相談や育児支援を行います。 (2) ファミリーサポートクラス事業 育児不安や不適切な養育が疑われる養育者に対しグループミーティングを行います。				
8 子ども・家庭支援相談事業 31,401千円 乳幼児期から思春期までの子どもと養育者を対象に相談を行います。 ・相談者：保健師、保育士、教育相談員、学校カウンセラー				
9 不妊相談・治療費助成事業 184,253千円 (1) 不妊相談 不妊で悩む方に対し、福祉保健センター職員や専門医等が個別相談を行います。 (2) 特定不妊治療費の助成 体外受精及び顕微授精の不妊治療を受けている法律上の夫婦に対し、治療に要した費用の一部を助成します。				

4	在宅子育て 家庭への支援	事業内容 子育ての負担感や不安感を軽減するため、地域の子育て支援の総合的な拠点として、地域子育て支援拠点を各区に1か所設置するとともに、子育ての先輩や幼稚園、保育所、空き店舗など地域の資源を活用した相談、交流の場の充実を図り、地域ぐるみの子育て支援を実施します。	
本 年 度		千円	1 地域子育て支援拠点設置事業<拡充> 441,691千円 (1) 実施内容（地域子育て支援拠点の5機能） ア 子育て家庭のための事業（3機能） ・親子の居場所の提供 ・子育て関連情報の一元化と情報提供 ・子育て相談の実施 イ 子育て支援者のための事業（2機能） ・子育て支援ネットワークの形成 ・子育て支援に関わる人材育成 (2) 運営方法 子育て関連事業に取り組んでいるNPO法人又は社会福祉法人等に委託して実施
前 年 度		836,505	
差 引		658,128	
本年 年度の 財源 内訳		178,377	
	国	121,883	2 親と子のつどいの広場事業 <拡充> 96,000千円 (1) 実施内容 親子の交流の場の提供、地域の子育て関連情報の提供、子育て相談の実施 (2) 実施場所 商店街の空き店舗、マンション、アパート等 (3) 助成数 25か所（前年度19か所） (4) 助成額 3,700千円を基準（開設日数、広さ等により算定）
	県	—	
	その他	379	
	市 費	714,243	
3 私立幼稚園はまっ子広場事業 <拡充> 22,812千円 (1) 実施内容 園庭・園舎開放、親子の交流の場の提供、子育て相談、育児講座等の実施 (2) 助成数 31か所（前年度24か所） 常設園：21か所（前年度19か所） 非常設園：10か所（前年度5か所）			
(3) 平成20年度の事業実施区（12区） 新規設置区（3区）：鶴見区、戸塚区、泉区 既設置区（9区）：神奈川区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、金沢区、港北区、緑区、都筑区			

4 保育所地域子育て支援事業 < 拡充 >

144,330千円

(1) 実施内容

施設開放、育児相談、育児講座、交流保育

(2) 箇所数

ア 市立育児支援センター園

24か所（前年度21か所）

イ 民間育児支援園（仮称）

8か所（前年度8か所）

ウ その他の保育所

193か所（前年度190か所）

市立83か所、民間110か所（前年度は市立90か所、民間100か所）

5 子育て支援者事業

69,766千円

(1) 実施内容

- ・ 地区センター、地域ケアプラザ等の市民利用施設において、子育て相談の実施、親子の交流の場、子育て情報の提供
- ・ 地域からの要請に応じ、養育者同士の仲間づくり、子育てグループ活動の支援
- ・ 5年以上の経験を持つ子育て支援者から助言者を3人選任し、経験の浅い子育て支援者の育成や子育て支援者間相互のスキルアップを実施（前年度は2人選任）

(2) 子育て支援者会場数

160会場（前年度160会場）

6 横浜子育てサポートシステム事業

56,906千円

(1) 実施内容

利用会員や提供会員として登録した市民が、地域の中で子どもを預け、預かります。利用しやすいシステムを目指し、19年度に2区（南・緑）で実施した事務局機能強化モデル事業について、引き続き検証します。

(2) 会員数（平成20年3月31日現在）

利用会員(4,499人)・・・市内在住で生後57日以上小学校6年生までの児童をお持ちの方

提供会員(1,357人)・・・市内在住で健康で、子育て支援に理解と熱意のある20歳以上の方

※利用会員かつ提供会員である会員数(296人)は重複して計上

(3) 利用時間、利用金額

月～金午前7時から午後7時まで・・・800円/時間(左記以外900円/時間)

7 リフレッシュのための一時預かり事業(在宅子育て家庭一時預かりパイロット事業) < 新規 >

5,000千円

子育てに係る身体的、精神的負担の軽減を図るため、養育者のリフレッシュを主たる目的とした子どもの一時預かり事業を試行的に行います。駅周辺、商業施設内等の利便性の高い場所等において行い、事業を通じて利用ニーズや実施手法等の検証を行います。

・ 実施箇所数 市内1か所

・ 実施手法 事業委託

5	保 育 運 営 事 業		事業内容 保育に欠ける乳児、幼児を保育することを目的とした市立保育所及び民間保育所の運営を行います。														
			1 保育所運営 50,454,724千円														
			<table border="1"> <tr><th>内 訳</th><th>平成20年度</th><th>平成19年度</th></tr> <tr><td>市立保育所</td><td>106か所</td><td>110か所</td></tr> <tr><td>民間保育所</td><td>296か所</td><td>273か所</td></tr> <tr><td>計</td><td>402か所</td><td>383か所</td></tr> </table>			内 訳	平成20年度	平成19年度	市立保育所	106か所	110か所	民間保育所	296か所	273か所	計	402か所	383か所
			内 訳	平成20年度	平成19年度												
市立保育所	106か所	110か所															
民間保育所	296か所	273か所															
計	402か所	383か所															
・入所見込児童数 月平均 約36,000人																	
本年度		千円	2 長時間保育事業(再掲) < 拡充 > 9,500,741千円														
		50,522,995	原則保育時間(8時間)を超えた保育を実施します。														
前年度		46,991,258	(1) 長時間保育														
差 引		3,531,737	(原則保育時間 [8時間] から11時間までの保育)														
本年度の財源内訳	国	8,029,071	<table border="1"> <tr><th>内 訳</th><th>平成20年度</th><th>平成19年度</th></tr> <tr><td>市立保育所</td><td>106か所</td><td>110か所</td></tr> <tr><td>民間保育所</td><td>295か所</td><td>272か所</td></tr> <tr><td>計</td><td>401か所</td><td>382か所</td></tr> </table>			内 訳	平成20年度	平成19年度	市立保育所	106か所	110か所	民間保育所	295か所	272か所	計	401か所	382か所
	内 訳	平成20年度	平成19年度														
	市立保育所	106か所	110か所														
	民間保育所	295か所	272か所														
計	401か所	382か所															
負担金	11,395,678	(2) 時間延長サービス (11時間超の保育)															
諸収入	6,786,362	<table border="1"> <tr><th>内 訳</th><th>平成20年度</th><th>平成19年度</th></tr> <tr><td>市立保育所</td><td>61か所</td><td>61か所</td></tr> <tr><td>民間保育所</td><td>279か所</td><td>257か所</td></tr> <tr><td>計</td><td>340か所</td><td>318か所</td></tr> </table>			内 訳	平成20年度	平成19年度	市立保育所	61か所	61か所	民間保育所	279か所	257か所	計	340か所	318か所	
内 訳	平成20年度	平成19年度															
市立保育所	61か所	61か所															
民間保育所	279か所	257か所															
計	340か所	318か所															
市 費	24,311,884	3 保育事業向上支援費・特定保育向上支援費(再掲) 6,004,885千円															
			民間保育所を運営するために必要な職員雇用費等の経費である「保育事業向上支援費」と、障害児保育、乳児保育等に対して保育士や看護師を加配する経費である「特定保育向上支援費」として事業費等を助成します。														
4 障害児保育(再掲) < 拡充 >			954,402千円														
			市立保育所全園で障害児保育を実施するとともに、民間保育所については障害児保育費を助成し、受入れを促進します。														
			<table border="1"> <tr><th>内 訳</th><th>平成20年度</th><th>平成19年度</th></tr> <tr><td>市立保育所</td><td>106か所</td><td>110か所</td></tr> <tr><td>民間保育所</td><td>238か所</td><td>179か所</td></tr> <tr><td>計</td><td>344か所</td><td>289か所</td></tr> </table>			内 訳	平成20年度	平成19年度	市立保育所	106か所	110か所	民間保育所	238か所	179か所	計	344か所	289か所
内 訳	平成20年度	平成19年度															
市立保育所	106か所	110か所															
民間保育所	238か所	179か所															
計	344か所	289か所															
5 市立保育所民間移管事業			68,271千円														
			移管予定園の移管先法人選考及び引継ぎ・共同保育等を実施するとともに、既移管園における嘱託保育士の巡回等、アフターフォローを実施します。														
平成20年度移管園			<ul style="list-style-type: none"> ・新桜ヶ丘保育園 ・もみの木台保育園 ・南戸塚保育園 ・阿久和保育園 														
平成21年度移管予定園			<ul style="list-style-type: none"> ・駒岡保育園 ・六ツ川保育園 ・洋光台保育園 ・青砥保育園 														

6	多様な保育ニーズへの対応	
	本年度	千円 786,541
	前年度	640,049
	差引	146,492
本年度の財源内訳	国	135,830
	負担金	63,289
	諸収入	612
	市費	586,810

事業内容

多様な保育ニーズに対応するため、一時保育、休日保育、病児保育等を推進します。

1 一時保育<拡充>

569,223千円

就業形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の保育に対応するため、一時保育を実施します。

内 訳	平成20年度	平成19年度
市立保育所	38か所	36か所
民間保育所	176か所	150か所
計	214か所	186か所

2 休日保育<拡充>

17,343千円

日曜、祝日等の保育ニーズに対応するため、休日保育を実施します。

内 訳	平成20年度	平成19年度
市立保育所	4か所	4か所
民間保育所	8か所	6か所
計	12か所	10か所

3 病児・病後児保育

165,665千円

病気または病気の回復期で他の児童との集団保育が困難な児童の保育に対応するため、病児・病後児保育を実施します。

項目	病児保育	病後児保育
実施か所	10か所<拡充> (前年度7か所)	5か所 (前年度5か所)
実施場所	医療機関に併設 または近隣の保育スペース	保育所に併設
対象者	他の児童との集団保育が困難な病気の児童 (小学校第3学年まで)	病気の回復期で他の児童との集団保育が困難な未就学児

4 24時間型緊急一時保育

34,310千円

保護者の病気や就労等で緊急に児童を預ける必要が生じた場合に、24時間いつでも受入可能な一時保育を実施します。

- ・実施か所 2か所 (前年度2か所)

7		横浜保育室助成・ 家庭保育事業等	
本年度		千円 4,937,520	
前年度		4,686,210	
差引		251,310	
本年度の 財源内訳	国	22,706	
	県	—	
	諸収入	113	
	市費	4,914,701	

事業内容

横浜保育室などの認可外保育施設を支援し、保育サービスの充実を図るとともに、適切な保育環境が確保されるよう指導・監督を行います。

1 横浜保育室助成事業

4,743,297千円

本市独自の基準を満たす認可外保育施設のうち、地域状況等を踏まえて認定した横浜保育室に助成し、3歳未満の待機児童の解消と保護者負担の軽減を図ります。

(1) 施設数 131か所 (前年度135か所)

(2) 定員数 4,198人 (前年度4,132人)

(3) 助成内容

ア 基本助成費 (児童1人あたり月額) 79,100円

イ 多子減免<拡充>

従来の助成対象に加え、幼稚園及び認定こども園に通うきょうだいがいる場合も助成対象とします。

(児童1人あたり月額18,000円、3歳児は9,450円)

ウ 乳児保育、障害児保育、一時保育、休日保育などの助成

(4) 保育料 58,100円 (月額上限)

※一定の所得以下の利用者について、保育料負担を10,000円軽減します。

2 家庭保育事業

180,869千円

保護者の就労・疾病等により日中の保育に欠ける3歳未満の児童を保育する家庭保育福祉員に助成します。

(1) 家庭保育福祉員数 39人 (前年度 40人)

(2) 定員数 151人 (前年度150人)

(3) 福祉員1人あたり定員 3人または5人

(4) 助成内容

ア 基本保育費 (児童1人あたり月額) 71,600円

イ 補助員雇用費 補助員の雇用にかかる費用を助成

ウ 児童処遇費、時間外保育費、保育処遇向上費などの助成

エ 多子減免<拡充>

従来の助成対象に加え、幼稚園及び認定こども園に通うきょうだいがいる場合も助成対象とします。

オ 児童健康診断費<新規>

(5) 保育料 認可保育所保育料に準じて設定

3 認可外保育施設指導監督・助成事業

13,354千円

認可外保育施設に対し、保育内容や施設の安全管理等について指導監督を実施し、保育環境の向上を図ります。

また、児童福祉法に基づき届出対象となる認可外保育施設 (横浜保育室、家庭保育福祉員等を除く) に対し、調理従事者等保菌検査助成、施設賠償責任保険加入助成を実施します。

8	保 育 所 整 備 事 業 等	
	本 年 度	千円 2,428,170
	前 年 度	2,631,456
	差 引	△ 203,286
本年度の財源内訳	国	471,057
	市債	1,351,000
	その他	10,413
	市 費	595,700

事業内容

増加する入所申込に対応し、待機児童の解消を進めるために、保育所を整備します。

1 保育所整備

2,210,395千円

【21年4月開所：新設13か所905人、増築2か所150人】

【22年4月開所：1か所90人】

横浜市中期計画に基づき、21年4月開所に向けて、保育所の新設等により15か所合計1,055人、また、22年4月の開所に向け1か所90人の整備を行います。

市有地を活用する「市有地無償貸付」や「増築による定員増」、民有地を活用する「民有地活用促進事業」、民間ビル等を活用する「整備促進事業」及び既存幼稚園を活用する「認定こども園」など、多様な手法で保育所を整備します。

2 老朽改築

217,775千円

民間保育所の老朽化に伴う改築については、19年度からの継続1か所と新規2か所（20、21年度の2か年事業）を進めます。

【定員数の推移（人）】

年度	17	18	19	20	22
保育所定員	29,888	32,994	33,944	35,338	約38,000
定員増	3,106	950	1,394	1,075	—

※17、18年度は決算数値、19、20年度は予算数値

20年度の定員増数は老朽改築による20名分を含む

22年度は「横浜市中期計画」の目標水準

【保育所整備等か所】

整備内容	整備手法	建設予定区	か所数	定員増(人)	開所予定	
新 設	市有地無償貸付	鶴 見 区	1	120	21 年 4 月	
		港 南 区	1	90	21 年 4 月	
		旭 区	1	90	21 年 4 月	
	民有地活用促進	法人所有地 開発地区内	神 奈 川 区	1	60	21 年 4 月
			神 奈 川 区	(1)	(90)	22 年 4 月
	整備促進 認定こども園	—	—	5	275	21 年 4 月
			—	2	120	21 年 4 月
	自主整備	—	港 北 区	1	60	21 年 4 月
小 計	—	—	13(1)	905 (90)	—	
増 築	市有地無償貸付	戸 塚 区	1	120	21 年 4 月	
		市 内	1	30	21 年 4 月	
小 計	—	—	2	150	—	
老朽改築	19年度からの 継続分 新規着手分	磯 子 区	1	20	21 年 4 月	
		—	(2)	(20)	22 年 4 月	
小 計	—	—	1(2)	20 (20)	—	
合 計	—	—	16(3)	1,075 (110)	—	

※()内の数字は22年4月開所予定のもので外数

9	幼 児 教 育 事 業	事業内容 私立幼稚園の園児の保護者負担軽減を図る就園奨励補助や私立幼稚園預かり保育、障害児教育費等の補助、幼児教育研修・交流等の事業を行います。	
本 年 度	千円 7,109,157	1 私立幼稚園就園奨励補助事業<拡充> 6,188,980千円 私立幼稚園に通う園児の保護者の経済的負担軽減を図るため、保育料等の一部を補助します。 (対象者数 約65,000人) (今年度の主な制度内容) (1) 国の制度変更 ・補助単価の引き上げ (1,700円～5,000円増) ・多子減免の条件緩和の拡充(小2→小3) 小学校3年生(8歳児)の兄・姉を有する園児まで拡充。 (2) 市の制度内容 ・市単独補助単価、前年度と同額 A～D階層(国庫補助事業)への上乗せ分 48,000円 E階層(市単独補助事業) 第1子 48,000円 ※市民税所得割額183,000円 第2子 80,000円 超の国庫補助事業対象外世帯 第3子以降 112,000円	
前 年 度	6,821,660		
差 引	287,497		
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	913,459	
	県	—	
	その他	52	
	市 費	6,195,646	
2 私立幼稚園預かり保育補助事業<拡充> 552,523千円 保育所待機児童解消と多様な保育ニーズへの対応を図ることを目的とし、幼稚園の保育資源を利用して、3～5歳児(保育を必要とする園児)を対象とした長時間保育に対し、運営費を補助します。 また、預かり保育を受けている在園児の弟妹を保育する場合に、その弟妹に対しても運営費補助を実施することにより、保護者が同一施設に預けられるようにします。 ※ 満3～5歳児の対象園児数:月平均 1,753人(前年度月平均 1,425人) ※ 0～2歳児の対象園児数:月平均 7人(前年度月平均 11人) ※ 実施 65園(前年度57園)			
3 私立幼稚園補助事業 141,500千円 私立幼稚園に対し、施設・設備の整備等の経費の助成を行うことにより、幼稚園の教育条件の維持及び向上を図り、もって幼児教育の健全な発展に役立てます。 補助単価 500千円(前年度550千円)、補助対象園数283園(前年度283園)			
4 私立幼稚園等障害児教育費補助事業 140,000千円 私立幼稚園等に在園している障害児に対する教育が、障害の種類・程度などに応じて適切に行われるよう、その経費の一部を設置者に補助し、障害児の教育に役立てます。 補助単価 1人あたり20万円、対象園児数 700人(前年度600人)			
5 私立幼稚園施設整備費補助事業 35,000千円 幼稚園の適正配置を推進するため、神奈川県が指定する「就園児人口増加地区」(鶴見区、青葉区の2区)において幼稚園を新設、または、増改築する場合、2,000万円を限度に補助します。また、1件300万円以上の園舎修繕工事について、150万円を限度に補助します。			
6 幼稚園協会補助事業 34,000千円 本市における幼稚園教育の振興及び幼児教育の健全な発展を図るため、(社)横浜市幼稚園協会が実施する幼稚園教職員の研修・研究事業、父母組織の活動強化費等を助成します。			
7 幼児教育研修・交流等事業<拡充> 17,154千円 幼児教育の充実や、幼児・児童の健やかな成長を図るため、幼児教育及び幼保小を中心とする教育連携に関する研修・交流等を実施します。幼保小連携の「モデル園・モデル校事業」につきましては、20年度は、新たに9区の推進地区を設け、幼保小連携の充実を図ります。			

10	放 課 後 児 童 育 成 施 策 の 推 進		事業内容 放課後キッズクラブ事業を放課後児童育成施策の中心的 事業として位置づけ、はまっ子ふれあいスクール事業及び 放課後児童健全育成事業とともに、施策を推進します。
	本 年 度	千円 4,269,944	1 放課後キッズクラブ事業 <拡充> 1,038,196千円 小学校施設を活用し、すべての児童を対象にして、 「遊びの場」と「生活の場」を兼ね備えた安全で快適な 放課後の居場所づくりを実施し、児童の健全な育成を行 います。 (1) 実施か所数 64か所 (新規：16か所、20年9月以降開設) (既存：48か所) (2) 運営主体 公益法人、社会福祉法人、 学校法人、NPO法人等 (3) 対象児童 原則として、当該実施校に通学する 1～6年生で、参加を希望する児童 (4) 開設日 毎週月曜日から土曜日まで (日曜、祝日、年末年始を除く) (5) 開設時間 平 日 : 放課後 ～19時 土曜日・長期休業日等：8時30分～19時
	前 年 度	4,074,089	
	差 引	195,855	
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	849,866	
	県	—	
	その他	5,991	
	市 費	3,414,087	
2 はまっ子ふれあいスクール事業 2,089,668千円 学校施設を利用して、遊びを通じた異年齢児間の交流を促進することにより、子ども たちの創造性や自主性、社会性を養い、児童の健全な育成を行います。			
(1) 実施か所数 301か所 (うち充実型28か所) ※特別支援学校3か所 (うち新規開設1か所) を含む (2) 運営主体 はまっ子ふれあいスクール運営委員会等 (3) 対象児童 原則として、当該実施校に通学する1～6年生で、参加を希望する児童 (4) 開設日 毎週月曜日から土曜日まで (日曜、祝日、年末年始を除く) (5) 開設時間 平 日 : 放課後～18時 土曜日・長期休業日等：9時 ～18時 (充実型) 平 日 : 放課後～19時 土曜日・長期休業日等：9時 ～19時(開始時間は運営者の判断で8時30分から開始)			
3 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) 1,141,608千円 地域の理解と協力のもと、保護者の就労等の事情により、留守家庭となる児童の保護 及び遊びを通しての健全な育成を行います。			
(1) 実施か所数 177か所 (前年度 177か所) (2) 運営主体 放課後児童クラブ運営委員会等 (3) 対象児童 小学校1～3年生の留守家庭児童で、入会を希望する児童 ※障害のある児童及び特別の事由がある児童は6年生まで (4) 開設日 毎週月曜日から土曜日まで (日曜、祝日、年末年始を除く) (5) 開設時間 平 日 : 放課後～18時 (クラブによっては18時以降も開設) 土曜日・長期休業日等：9時 ～18時			

11	プレイパーク 支援事業 〈 拡 充 〉		事業内容 地域の方々が中心となって公園等の一部を「子どもの創造力を生かした自由な遊び場」として活用するプレイパーク事業の活動を支援します。																				
本年度	千円 28,138		1 実施か所数 12か所 (新規 3か所)																				
前年度	20,000		2 開設日・開設時間 週4回～月1、2回、 概ね10時～17時(実施場所及び 季節により異なる)																				
差 引	8,138		3 支援内容 プレイリーダーの派遣・人材養成、 コーディネーターの派遣等																				
本年度の 財源内訳	国	4,484	<開設か所> 平成20年4月現在 <table border="1"> <thead> <tr> <th>公 園 等</th> <th>所在区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>①片倉うさぎ山公園</td><td>神奈川区</td></tr> <tr><td>②日吉本町鯛ヶ崎公園</td><td>港北区</td></tr> <tr><td>③港南台中央公園</td><td>港南区</td></tr> <tr><td>④三保念珠坂公園</td><td>緑区</td></tr> <tr><td>⑤白幡西緑地(白幡の森)</td><td>神奈川区</td></tr> <tr><td>⑥鴨池公園まんまる広場</td><td>都筑区</td></tr> <tr><td>⑦弘明寺公園遊具広場</td><td>南区</td></tr> <tr><td>⑧県立三ツ池公園</td><td>鶴見区</td></tr> <tr><td>⑨新石川公園・しらとり台第一公園</td><td>青葉区</td></tr> </tbody> </table>	公 園 等	所在区	①片倉うさぎ山公園	神奈川区	②日吉本町鯛ヶ崎公園	港北区	③港南台中央公園	港南区	④三保念珠坂公園	緑区	⑤白幡西緑地(白幡の森)	神奈川区	⑥鴨池公園まんまる広場	都筑区	⑦弘明寺公園遊具広場	南区	⑧県立三ツ池公園	鶴見区	⑨新石川公園・しらとり台第一公園	青葉区
	公 園 等	所在区																					
	①片倉うさぎ山公園	神奈川区																					
	②日吉本町鯛ヶ崎公園	港北区																					
③港南台中央公園	港南区																						
④三保念珠坂公園	緑区																						
⑤白幡西緑地(白幡の森)	神奈川区																						
⑥鴨池公園まんまる広場	都筑区																						
⑦弘明寺公園遊具広場	南区																						
⑧県立三ツ池公園	鶴見区																						
⑨新石川公園・しらとり台第一公園	青葉区																						
県	—																						
その他	—																						
市 費	23,654																						
※環境創造局との共管事業																							

12	地域療育センター 運 営 事 業		事業内容 心身に障害がある児童及びその疑いのある児童の地域における療育体制の充実及び福祉の向上を目的として市内方面別に設置している地域療育センターの運営を行います。																		
本年度	千円 2,443,671		1 設置か所数 7か所 【公設民営】(指定管理者の指定期間 H16.7.1～H21.3.31) 南部、中部、東部：(福)青い鳥 戸塚、北部、西部：(福)横浜市リハビリテーション事業団 【民設民営】 あおば：(福)十愛療育会 (H19.4開所)																		
前年度	2,501,531		2 本年度予算内訳																		
差 引	△ 57,860		3 サービス内容																		
本年度の 財源内訳	国	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>本年度予算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>南部</td><td>338,742</td></tr> <tr><td>戸塚</td><td>385,623</td></tr> <tr><td>北部</td><td>380,732</td></tr> <tr><td>中部</td><td>335,693</td></tr> <tr><td>西部</td><td>359,988</td></tr> <tr><td>東部</td><td>325,478</td></tr> <tr><td>あおば</td><td>317,415</td></tr> <tr><td>計</td><td>2,443,671</td></tr> </tbody> </table>		本年度予算	南部	338,742	戸塚	385,623	北部	380,732	中部	335,693	西部	359,988	東部	325,478	あおば	317,415	計	2,443,671
		本年度予算																			
	南部	338,742																			
	戸塚	385,623																			
北部	380,732																				
中部	335,693																				
西部	359,988																				
東部	325,478																				
あおば	317,415																				
計	2,443,671																				
県	—																				
その他	146																				
市 費	2,443,525																				
・相談・地域サービス部門 療育相談へのスタッフ派遣、 幼稚園等の関係機関への技術支援等 ・診療部門 診断、検査、評価、訓練指導等 ・通園部門 知的障害児通園施設、 肢体不自由児通園施設 ※対象は1歳から小学期まで																					
4 その他 戸塚地域療育センターの待機児対策として、分室の整備を行います。(H20.9開所予定)																					

13	地域療育センター 学校支援事業 ＜ 拡 充 ＞		事業内容 小学校において発達障害と考えられる児童等への対応が課題であるため、地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターに専任の学校支援スタッフを配置し、センターの専門性と経験をもとに、学校訪問による教職員への研修やコンサルテーション等を内容とする技術支援を行います。
	本年度	千円 132,594	1 主な支援内容 (1) 学校訪問による教職員への研修 普通学級担当教員、個別支援学級担当教員、特別支援コーディネーター等への障害に関する研修の実施 (2) 学校訪問によるコンサルテーション ・児童とのコミュニケーションのとり方に関する助言 ・机の配置、掲示物など、教室等の環境設定に関する助言 ・教材の活用に関する助言など
	前年度	76,894	
	差 引	55,700	
本年度の財源内訳	国	—	2 配置スタッフ数 各センター2人（2人×8センター＝16人） ※ 学校訪問による支援は専門性と経験を十分に有する職員が複数で対応することが必要なことなどから、支援体制を充実（常勤、非常勤各1人→常勤2人）。
	県	—	
	その他	—	
	市 費	132,594	

14	障害児居場所 づくり事業 ＜ 拡 充 ＞		事業内容 主に学齢期の障害児が、放課後や夏休み等にのびのびと過ごすことのできる居場所を増やすことで、障害児の豊かな人間性を育むとともに、家族の安定した生活と社会参加が実現できる環境を整えます。
	本年度	千円 134,816	○社会福祉法人やNPO等との協働により実施します。 ○利用者の増加により補助枠を拡大します。
	前年度	57,014	1 対象者 主に学齢期にある障害児 2 実施か所数 13か所 （大規模事業所3か所、中規模事業所2か所、小規模事業6か所、区自主企画事業2か所） 3 実施形態 地域のニーズの実態に応じ、平均日々利用人数等により4つの形態により実施します。
	差 引	77,802	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	—	
	市 費	134,816	

形態	規模等	1か所あたりの補助額(最大)
大規模 ＜拡充＞	13人以上/日	16,628
中規模	10人以上13人未満/日	14,725
小規模	6人以上10人未満/日	9,642
区自主企画事業の補助		4,000

(単位:千円)

15	学 齡 障 害 児 支 援 事 業 (学 齡 後 期) < 拡 充 >		事業内容 主に学齡後期（中学校期以降）の障害のある児童を対象として、成人期を迎えたときに円滑に自立生活に移行できるよう、医療機関に医師等の専門スタッフを配置し、診療とともに、思春期におけるそれぞれの課題の解決に向けた支援を行います。
	本 年 度	千円 54,093	実施機関 1 小児療育相談センター（前年度からの継続） 担当スタッフを増員し、主に発達障害のある児童への対応の充実を図ります。 ・本人、家族からの相談対応、指導・助言 ・関係機関等との連絡調整ほか 2 横浜市総合リハビリテーションセンター（新規） 学齡期の障害児を対象とした専門医療機関が不足している現状から、新たに担当スタッフを配置し、中学校期以降の児童も受診できるよう、診療の対象の拡大を図ります。
	前 年 度	19,715	
	差 引	34,378	
本年度の 財源内訳	国	—	※ また、本年度においては、学齡後期における支援の充実に向けて、他の関係機関との連携等について、検討、調整を進めます。
	県	—	
	その他	—	
	市 費	54,093	

16	重 症 心 身 障 害 児 者 医 療 提 供 体 制 支 援 事 業		事業内容 重症心身障害児者とその家族の方が在宅でも安心して生活できるように、市内の医療提供体制の充実・拡大に取り組みます。
	本 年 度	千円 3,520	【20年度の取り組み】 1 医療連携ネットワークの構築 市内の専門的医療機関と地域中核病院等で医療連携ネットワークを構築し、重症心身障害児者の円滑な受診環境の実現を目指します。
	前 年 度	4,000	2 医療機関情報提供 重症心身障害児者を受け入れる医療機関情報リーフレットを作成し、重症心身障害児者とその家族に送付することにより、円滑な受診につなげます。
	差 引	△ 480	3 重心医療従事者養成研修の実施 病院や診療所、訪問看護ステーション等の看護スタッフに対して重心医療の研修を実施し、安心して受診できる環境づくりを進めます。
本年度の 財源内訳	国	—	4 医療機関受診相談の継続実施 現在行なっている医療機関受診相談（電話相談）を継続し、重症心身障害児者とその家族が抱えている医療上の問題について、解決に向けたアドバイス、援助を行います。
	県	—	
	その他	—	
	市 費	3,520	
			この事業は平成18年度のアントレプレナーシップ認定事業です

17	障害児施設及び利用者への支援の充実		事業内容
	本年度	千円 3,077,371	<p>平成18年10月の障害者自立支援法施行に伴う児童福祉法改正により、障害児施設の利用者負担は、これまでの所得に応じた応能負担から定率負担及び食費等の実費を負担する制度に変更されました。</p> <p>本市では、障害児のいる家庭の子育てを支援し、施設利用の抑制等を招かないよう、本市独自の助成を実施し、利用者負担を軽減するとともに、障害児施設給付費等により安定した施設運営を図ります。</p> <p>1 障害児施設利用者負担助成事業 104,870千円</p> <p>児童福祉法改正により障害児施設利用に伴う利用者負担額等※が大幅に増加することから、施設利用に伴う負担額等の一部を本市独自に助成します。</p> <p>※ サービス利用量に応じた定率負担（1割）及び特定費用（食費、日用品費等）、医療費、教育費の実費負担の合算額</p> <p>(1) 対象者＜平成20年度見込み数；約900人＞ 障害児施設を利用する20歳未満の障害児の障害児施設給付費支給決定保護者</p> <p>(2) 助成内容 措置制度の徴収金算定方法と同様に、世帯の所得税額等に基づく本市独自の利用者負担上限額を算定（応能負担）し、国基準による負担額等※との差額を助成します。</p> <p>2 障害児施設給付費 1,807,477千円</p> <p>障害児施設給付費等の支給決定を受けた障害児の施設利用に伴うサービス提供に係る費用を支出します。</p> <p>○ 対象者＜平成20年度見込み数；約1,100人＞ 児童相談所で障害児施設給付費等の支給決定を受けた保護者の児童又は18歳を超えた障害児本人</p> <p>3 障害児施設措置費 653,617千円</p> <p>保護を要する障害児を障害児施設に措置した場合に、入所後の保護又は委託後の養育につき、国が定める児童福祉施設最低基準を維持するために要する費用を支出します。</p> <p>○ 対象者＜平成20年度見込み数；約150人＞ 児童相談所で措置決定を受けた児童</p> <p>4 民間障害児施設運営費助成事業 511,407千円</p> <p>障害児入所施設において、職員の加配等により施設機能を強化することで、児童個々の障害の状態や家庭背景等に応じた支援や、医療対応等の日々の健康管理の充実を図ります。</p> <p>○ 対象者＜平成20年度見込み数；約400人＞ 入所施設を利用する児童</p>
	前年度	3,005,858	
	差引	71,513	
	本年度の財源内訳	国	
県		—	
その他		34,854	
市費		1,820,167	

18	虐待防止との 児童相談所の 機能強化		事業内容	
			児童虐待等要保護児童の増加及び深刻化に対応するため、その未然防止と在宅支援、一時保護、施設入所、自立支援に至るまでの総合的な対策を実施します。	
			1 児童相談所の運営と機能強化 3,195,763千円 (1) 児童相談所の管理運営等 平成19年6月に開所した中央児童相談所を加え、4か所の児童相談所の管理運営を行い、相談や児童虐待の通告等に迅速に取り組みます。 (2) 児童虐待防止対策事業 児童に関わる機関との連携と協力に努め、児童虐待の早期発見・早期対応、再発防止や深刻化防止のための在宅支援の強化等に取り組みます。 ・よこはま子ども虐待ホットラインの運営 児童虐待の通報相談に24時間365日対応します。 ・被虐待児童支援強化 <新規> 性的虐待等の被害児童への支援は、高度な専門性と慎重な対応を要するため、専門家による面接等を実施します。 ・弁護士、医師等の専門家による対応強化等 支援が困難な事例への専門家による法的・医学的助言等を受け、支援の強化を図ります。	
			(3) 児童虐待相談進行管理システム事業 <新規> 児童虐待の相談や通報に関する情報と支援経過の共有を効率的に行い、児童及び家庭への支援を的確に実施するため、児童虐待相談のIT化を進めます。	
本年度		千円 3,228,322		
前年度		1,149,464		
差引		2,078,858		
本年度の 財源内訳	国	171,672		
	県	5,695		
	その他	21,431		
	市費	3,029,524		
2 養育支援家庭訪問 19,906千円 児童虐待の再発防止等に向け、児童の養育について問題を抱える家庭に、児童相談所から養育支援家庭訪問員（社会福祉主事等）やヘルパーを派遣し、相談や家事支援を行います。				
3 児童虐待防止啓発地域連携事業 12,653千円 (1) 児童虐待防止の広報・啓発 11月に実施する「こども虐待防止キャンペーン」等により、市民に対する広報・啓発活動を行います。 (2) 関係機関の連携強化と人材育成 地域の関係者や児童相談所・区福祉保健センター職員への研修等により専門性の向上を図るとともに、児童虐待防止のための連絡協議会を開催、運営します。 (3) よこはまチャイルドラインへの運営費補助 <新規> 子どもの電話相談に実績のあるNPO法人「よこはまチャイルドライン」へ運営費の補助を行います。				

19	児童養護施設等における家庭的支援の充実		事業内容 家庭に代わって児童のきめ細やかな生活支援をする施設が不足していることから、老朽施設の改築や新規整備にあわせて、個室化やユニット化を図った児童養護施設を整備拡充します。 また、被虐待児童等を家庭的な雰囲気の中で養育する地域小規模児童養護施設を設置するとともに、里親等の養育者の拡充及び支援を行います。	
	本年度		千円	
	前年度		504,804	
	差引		419,299	
			85,505	
本年度の財源内訳	国		250,241	
	県		—	
	市債		123,000	
	市費		131,563	

1 児童養護施設の整備		354,055千円		
入所児童への専門的ケアの充実と定員の拡充を図るため、老朽施設の改築（継続事業1か所）と、新設施設（継続事業2か所）に係る整備費の助成を行います。				
施設名	整備種別 (本年度実施内容)	所在地	定員 (人)	竣工 予定
聖母愛児園	改築 (工事)	中区 山手町	96	平成 21年度
杜の郷	新設 (工事)	泉区 岡津町	30	平成 20年度
ポート金が谷 (仮称)	新設 (実施設計・工事)	旭区 金が谷	30	平成 21年度

2 地域小規模児童養護施設の整備 <拡充>	56,144千円
被虐待児などを地域の民間住宅等を活用して少人数の家庭的な雰囲気の中できめ細かく養育する地域小規模児童養護施設を3か所に増設するとともに、職員配置等の運営支援を行います。	
3 里親推進事業 <拡充>	20,912千円
里親の拡充を図るため、里親への支援として里親対応専門員による相談日数の増加、ヘルパー派遣時間帯の拡大、及び里親向けの研修を充実させます。また、里親制度をより広く周知するため、10月の里親月間を中心とした広報活動を実施します。 ・里親対応専門員 4名、週5日（前年度 4名、週2日） ・ヘルパー派遣 利用時間9時～22時（前年度 9時～17時）	
4 ファミリーグループホーム事業	73,693千円
虐待を受けた児童や、支援の困難な児童に対して、専門的なケアを行いながら、家庭的な雰囲気の中で養育を行うファミリーグループホームに対して、運営の支援など、事業の推進を図ります。	

20	青少年の自立支援の推進		事業内容 よこはま若者サポートステーション及び青少年相談センター並びに地域ユースプラザを中心に、若年無業者やひきこもり状態にある青少年の自立支援に取り組みます。
	本年度	千円 141,905	1 よこはま若者サポートステーション運営事業 43,440千円 若年無業者やひきこもり状態にある青少年、及びその保護者を対象とした総合相談や、社会参加・職業的自立に向けた継続的支援を行う「よこはま若者サポートステーション」の実施主体に対し、運営費を補助します。
	前年度	105,778	(1) 運営主体 NPO法人ユースポート横濱 (2) 対象 15歳以上35歳未満の青少年及びその保護者 (3) 事業内容 ア 職業的自立に向けた総合相談 イ 臨床心理士による個別相談 ウ 体験プログラムの実施 エ 保護者セミナー・保護者サロンの実施
	差引	36,127	
本年度の財源内訳	国	—	2 青少年相談センターの運営 31,208千円 青少年に関する総合相談及び継続支援を行います。また、「ユースサポーター訪問事業」や「社会参加・就労体験事業」等の重点事業を引き続き推進します。
	県	1,200	
	その他	61	
	市費	140,644	
3 地域ユースプラザ設置運営事業 <拡充> 50,257千円 青少年相談センター及びよこはま若者サポートステーションの支所的機能を有し、地域において不登校・ひきこもり状態などにある青少年を支援していく「地域ユースプラザ」を設置し、運営費を補助します。			
(1) 設置か所 2か所（うち平成20年度新設 1か所 ※平成22年度までに4か所設置） (2) 運営主体 青少年の自立支援に取り組んでいるNPO法人等を選定 (3) 対象 概ね15歳から35歳未満の青少年及びその家族 (4) 事業内容 ア 地域における青少年に関する総合相談（電話相談、来所相談等） イ ひきこもり状態からの回復期にある青少年の居場所の運営 ウ 社会体験・就労体験プログラムの実施 エ 地域の関係支援機関、区役所との連携及び地域ネットワークづくり			
4 よこはま型若者自立塾 <新規> 17,000千円 不登校・ひきこもり状態にある青少年を対象に、豊かな自然の中での共同生活を通じて社会的自立に向けた支援を行う「よこはま型若者自立塾」を「山梨県道志村」で展開し、運営費を補助します。			
(1) 事業開始 平成20年9月 (2) 運営主体 青少年の自立支援に取り組んでいるNPO法人等を選定 (3) 対象 概ね15歳から35歳未満の青少年並びに不登校児童・生徒 （対象者の年齢や状態に合わせて、実施期間を設定していきます。） (4) 事業内容 自然の中で生活のリズムを取り戻し、体力を回復することで、社会的自立・職業的自立を目指す。			
【体験活動の例】 ・間伐材などを利用した物作りや販売 ・農作物の生産、販売 ・木工、陶芸、炭焼き			

21	青少年育成 施策の推進		事業内容
	本年度	千円 667,111	1 青少年の地域活動拠点づくり <拡充> 45,526千円 中・高校生世代の青少年が安心して気軽に集い、仲間や異世代との交流、さまざまな体験等を行う地域活動拠点を設置します。 (1) 設置場所 5か所（うち平成20年度新設 3か所） (2) 設置場所 商店街の空き店舗、ビルの空きスペースなどを活用 (3) 運営主体 青少年育成活動に実績のあるNPO法人等を選定 (4) 整備内容 拠点スペース借り上げ、設備・備品整備 (5) 運営支援内容 事業運営費、光熱水費等の補助 (6) 拠点での活動内容 ア 読書、学習など自由に過ごす場 イ 語り合いなどを通じた仲間や異世代との交流 ウ 地域の大人との共同作業によるものづくりなどの体験 エ 活動拠点を店舗にした、商品販売や店舗経営の体験 オ 地域の清掃活動やフリーマーケットなど、青少年自らの事業企画、運営
	前年度	671,702	
	差引	△ 4,591	
本年度の 財源内訳	国	701	
	県	—	
	その他	47,915	
	市費	618,495	
2 思春期問題への取組<拡充> 2,264千円 「思春期における人間関係とコミュニケーション」をテーマの中心とし、青少年が抱える課題の把握、対応策の検討や、啓発事業などに取り組みます。 (1) 思春期問題連絡会 青少年が抱える課題や問題行動に対応するための取組について、検討を行います。 (2) 思春期問題出前講座 地域における講座等に、青少年に関する知識の豊富な講師を派遣し、啓発を行います。 (3) 啓発リーフレットの作成 青少年自身及び大人が、青少年が抱える問題や課題への理解を深め、対応していくことを目的に、市民向けの啓発リーフレットを作成します。			
3 青少年を育む環境づくり 65,779千円 青少年育成に携わる団体などの支援を行うとともに、青少年を取り巻く社会環境の健全化に向けた取組を行います。 (1) 青少年育成者への支援 青少年指導員事業、青少年関係団体への補助 (2) (財)横浜市青少年育成協会の運営支援 (3) 青少年の有害環境改善事業 有害図書類の適正な区分陳列促進対策、青少年の深夜外出防止対策			
4 青少年関係施設の運営等 553,542千円 (1) 青少年施設及び野外活動施設の管理運営 青少年施設 : 横浜市青少年交流センター 他3施設 野外活動施設 : 横浜市三ツ沢公園青少年野外活動センター 他3施設 (2) 青少年関係施設の耐震・改修工事			

22	母子支援・ 婦人保護・ DV対策事業		事業内容
			1 母子家庭等の自立支援 73,348千円
			母子家庭等の自立に向けて、母子家庭の就労支援等を行います。
			<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭自立支援教育訓練給付金 職業能力開発のための講座を受講した場合、受講料の一部を支給 ・母子家庭高等技能訓練促進費 看護師等の資格取得のために2年以上修業する場合に、一定期間の生活費を支給 ・就職支援セミナー・講習会事業 就職準備セミナーや、就職に役立つ資格を取得するための講座を実施する ・母子家庭等就業・自立支援センター事業 就労支援を柱とし、就労相談、職業紹介、養育費の取決め等の専門相談、夜間電話相談等の自立支援事業を実施 ・日常生活支援事業 等
本年度	千円 182,473		
前年度	170,126		
差引	12,347		
本年度の財源内訳	国	76,880	
	県	—	
	その他	13	
	市費	105,580	
			2 母子生活支援施設緊急一時保護事業 65,621千円
			DV等により緊急の保護を要する母子を一時的に母子生活支援施設に保護し、相談・支援等を行います。
			<ul style="list-style-type: none"> ・実施施設 4か所・12世帯
			3 女性緊急一時保護施設補助事業 16,000千円
			民間の女性緊急一時保護施設の運営費を補助し、受入れ体制を確保します。
			<ul style="list-style-type: none"> ・実施施設 3か所
			4 DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実 27,504千円
			DV被害者等の相談・保護・自立に向けた支援の確立や地域で安心して生活できる支援体制の充実を図ります。
			(1) シェルター等における自立に向けた支援（3か所） DV被害者等が地域での生活に向けて、住まい探し・就労等の課題解決に安心して臨めるように、利用期間に配慮しながら職員が専門的に支援します。
			(2) 外国籍女性と子どもへの総合的自立支援事業 民間支援団体との協働により、様々な生活問題を抱える外国籍女性と子どもへの電話や面接による相談・支援を行います。
			(3) 母子生活支援施設退所後のフォロー支援（3か所） 母子生活支援施設に、フォロー支援職員を配置し、主に退所後1年未満の退所者を対象に訪問・電話相談を行うほか、自助グループ等の育成や支援者の発掘・育成を行います。（1か所増）
			(4) 小規模分園型母子生活支援施設の運営（1か所・定員5世帯） より地域に近い生活の場となる小規模分園型の施設の運営を支援し、入所者の自立促進を図ります。
			(5) 母子生活支援施設での夜間養護（トワイライトステイ）の実施 地域の母子家庭等の子どもを対象にした夜間養護を実施します。

23	児童手当・児童扶養手当支給事業		事業内容
			1 児童手当 22,363,106千円 家庭生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全育成及び資質の向上を目的として手当を支給します。 【対象】 小学校修了前の児童の養育者 【手当額】 3歳未満 月額10,000円 3歳以上 第1子、第2子 月額5,000円 第3子以降 月額10,000円 【月平均児童数】 279,382人
	本年度	千円	31,485,216
	前年度		31,236,645
差引			248,571
本年度の財源内訳	国		13,894,179
	県		5,754,814
	その他		2
	市費		11,836,221
			2 児童扶養手当 9,122,110千円 父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給します。 【対象】 父と生計を同じくしていない児童を養育している母又は養育者 【手当額】 全部支給 月額41,720円 一部支給 月額9,850円～41,710円 第2子加算 月額5,000円 第3子以降加算 月額3,000円 【月平均児童数】 29,336人

24	母子寡婦福祉事業(母子寡婦福祉資金)		事業内容
			母子家庭及び寡婦の経済的自立を促すとともに、児童の福祉を増進するための各種の資金貸付を行います。
	本年度	千円	914,478
	前年度		955,355
差引			△40,877
本年度の財源内訳	市債		36,585
	貸付金収入		604,550
	その他		237,044
	市費		36,299
			1 対象者 (1) 母子家庭の母及び寡婦又はその児童等 (2) 40歳以上の配偶者のない女子で現に児童を扶養していない方
			2 主な資金 修学資金、就学支度資金等(12資金)
			3 貸付利子 無利子 (ただし住宅、転宅、結婚、生活資金(一部無利子)は年利3%)
			4 償還期間 据置後3年～10年以内(据置6か月、1年)
			5 貸付限度額(例:修学資金...第1学年・自宅通学) 私立高校:30,000円/月額 私立大学:54,000円/月額

CHILD AND YOUTH BUREAU

こどもせいしょうねん



環境行動都市へ向け
ハマッ子が行動します！

ヨコハマはG30

平成 20 年度
こども青少年局
運営方針



こども青少年局ホームページ
キャラクター「すくくん」

局運営の基本的な考え方

基本目標

「安心して子どもを産み育てられる社会」の実現
「次代を担う子どもや青少年が夢や希望を持って
いきいきと育ち、暮らすことができる社会」の実現



この基本目標の実現に向け、

行動指針

生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に
至るまでのライフステージを縦断する一貫した
施策の展開
福祉・保健・教育などの施策分野を横断する取組の
推進



をこども青少年局の基本的な行動指針としながら、
平成 20 年度は、6 つの重点推進施策

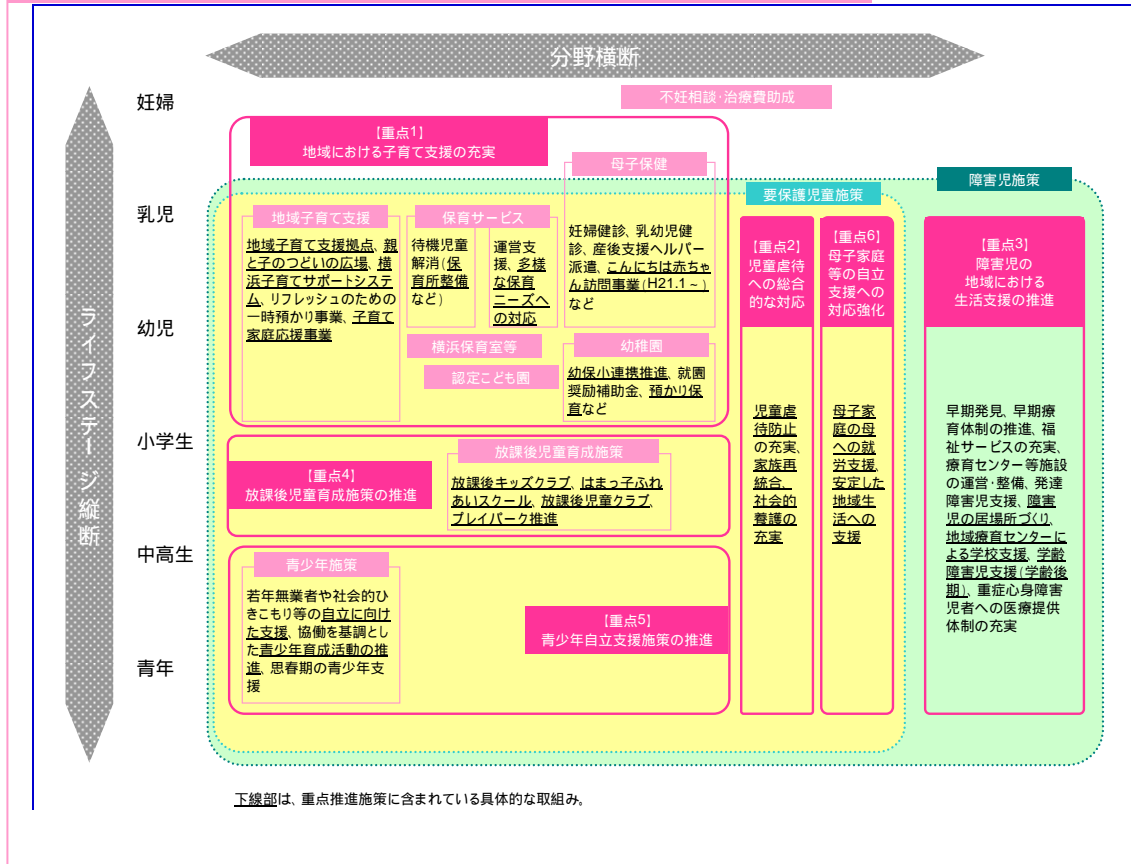
平成 20 年度 6 つの 重点推進施策

- 1 地域における子育て支援の充実
- 2 児童虐待等への総合的な対応
- 3 障害児の地域における生活支援の推進
- 4 放課後児童育成施策の推進
- 5 青少年自立支援施策の推進
- 6 母子家庭等の自立支援への対応強化

を柱とし、市民との協働により様々な施策の充実を図っていきます。



「ライフステージ縦断」と「分野横断」のイメージ



施策を推進するうえでの姿勢

施策の推進にあたっては、組織目標を共有するとともに、職員が目標達成に向け、自ら考え、積極的に挑戦していく職場風土づくりを進めるため、次のような姿勢で取り組みます。

1 市民や現場の声を聴きます

本市の目指す「コンプライアンス」は、単に法令を遵守することにとどまらず、市民や社会からの要請に全力でこたえていくことであり、これこそが市民サービスの基本です。

これを実現するためには、「市民ニーズを的確に捉えているか」「市民の望むサービスが提供できているか」を常に自らに問い掛けていく必要があります。その指標となるのが、「市民の声と現場の声」です。

私たちは、より良い市民サービスを提供するため、現場に足を運び、市民や現場の声を直接聴き、ニーズや課題を把握します。

具体的な取組

市民からの提案、苦情、要望については現場に出向いて実態を把握し対応(随時)

積極的に現場に出向き、事業者や利用者の意見を聴き、現場の声を事業に反映

事業者との意見交換や利用者の声やニーズを把握するためのアンケートの実施

2 明るく活気ある職場、風通しのよい職場をつくります

よりよい市民サービスを提供するためには、係が、課が、局が一丸となって仕事に取り組まなくてはなりません。

そのためには、職員の一人ひとりが組織の目標を理解するとともに、上司、部下、同僚の間の円滑なコミュニケーション、お互いを尊重しながらも言いたいことを自由に言い合える関係を築くことが必要です。

私たちは、あいさつを励行し、自由闊達に議論が行われる明るく風通しのよい職場、組織目標等の情報の共有が図られている職場をつくります。

具体的な取組

局長の職場訪問：各課・各施設1回

運営方針の策定、振り返りを課(係)会議で実施：

認知度100%、四半期末ごとに振り返りを実施

局長と職員の意見交換会：10回

3 市民ニーズへの的確な対応、課題の迅速な解決に挑戦します

社会経済状況の変化に伴い、市民や社会のニーズは多様化、複雑化しています。縦割りの施策、画一的な取組では、これらに十分対応することは困難です。

市民や現場の声に応えるため、仕事の工夫と改善はもちろん、既存の制度の見直しや新たなルールづくりに取り組まなくてはなりません。また、局内にとどまらず、局を超えた連携や様々な主体との協働も必要となります。

私たちは、前例や既成概念にとらわれず、これまでの仕事を変える勇気と、新たな課題に挑戦する勇気を発揮します。

具体的な取組

子どもや青少年の育成を軸とした、事業の質を向上するための取組強化

利用者のニーズを踏まえた新規事業の企画・実施及び既存事業の見直し

支援機関や地域資源とのネットワークによる青少年の自立支援施策や療育センターによる学校支援等新たな施策を推進し、その成果をパイオニア・モデルとして全国に発信

4

民との協働・共創を推進します

多様化、複雑化する市民ニーズに応じていくには、地域ごとに、きめ細やかな対応をしていく必要があります。そのためには、行政と市民がそれぞれの特性を活かし、協働することで、新たな市民サービスを提供する仕組みを創り出すとともに、取り組んでいくことが重要です。

私たちは、こども青少年分野における民の役割の重要性を踏まえ、民との協働・共創を積極的に推進します。

具体的な取組

運営主体との協働による、より質の高いこども青少年施策の実現
地域でこども青少年施策に携わる団体のネットワークの構築
企業やNPO等民からの事業提案を広く受け入れ、公共性の高い事業の協働実施

5

区役所との連携を強化します

地域を基盤とし、地域特性を踏まえた事業展開を図るには、地域の特性や人材等の地域資源情報を十分に把握している区役所との連携が欠かせません。また、新たな施策の実施や事務の見直し等においても、区の職員の意見を取り入れて行うことにより、よりよい施策の実現が可能となります。
私たちは、区役所ときめ細かい連携を図ることにより、地域の特性に応じた施策を推進していきます。

具体的な取組

連携を強化するための打ち合わせや会議の開催及びマニュアル等の作成
担当課長会や係長会等を活用した情報の共有の推進
事務見直しにおける区の職員を入れたプロジェクトの設置
HPにおける各区のこども青少年関連情報の一元化

6

ワーク・ライフ・バランスを推進します

責任職のリーダーシップのもと、一人ひとりが業務改善及び情報の共有化に努めることで、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

このことにより、職員一人ひとりのモチベーションがアップし、結果的に質の高い業務が行われるように努めます。

私たちは、ワーク・ライフ・バランスについて考え、業務の効率化を図り、質の高い市民サービスを実現します。

具体的な取組

仕事と子育てを両立しやすい職場風土の醸成に取り組み、『やります!4つの「Do!プラン」』を推進

業務の効率化による超過勤務時間の削減：対前年度 10%減

有給休暇取得率：50%目標(一人当たり年次休暇取得 10日)

夏季休暇の連続取得

7

脱温暖化・環境へ配慮します

職員一人ひとりが、脱温暖化・環境に配慮し、職場での不要な照明を控え、ゴミの分別を行うとともに、情報のデータ化や裏紙使用により、コピー用紙の購入量を削減します。また、各家庭においても家エコの取組を行います。

さらに、施策実施にあたり、運営法人等と協働で、子育て家庭や青少年への脱温暖化への啓発及び環境活動の取組を実施していきます。

私たちは、施策を推進するうえではもちろんのこと、家庭においても脱温暖化・環境に配慮することにより、運営法人や事業者、子どもや青少年を含むより多くの市民に脱温暖化行動が定着するよう務めます。

具体的な取組

始業時前や昼休み等の消灯：100%

データ化や裏紙使用によるコピー用紙の1人あたりの購入量削減：対前年度 10%減

施設に対する緑化等の働きかけの強化

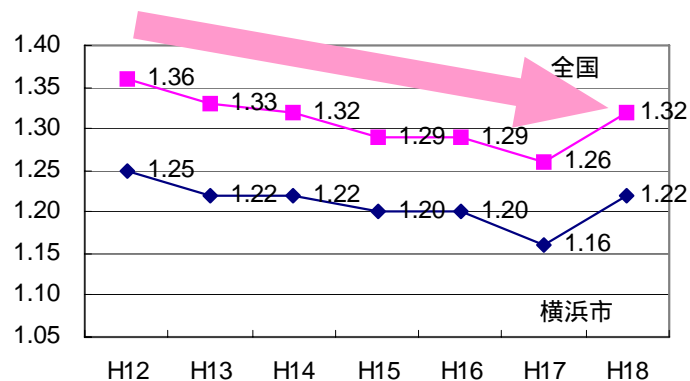
放課後児童育成施策や青少年が参加する社会体験等の事業における、脱温暖化・環境に関するプログラムの積極的導入

地域における子育て支援の充実

取り巻く状況

合計特殊出生率 – 少子化傾向の継続

本市の平成 18 年の合計特殊出生率は 1.22 で、平成 17 年度に比べ若干上昇したものの、全国平均の 1.32 を下回るなど、長期的には少子化の傾向が続いています。

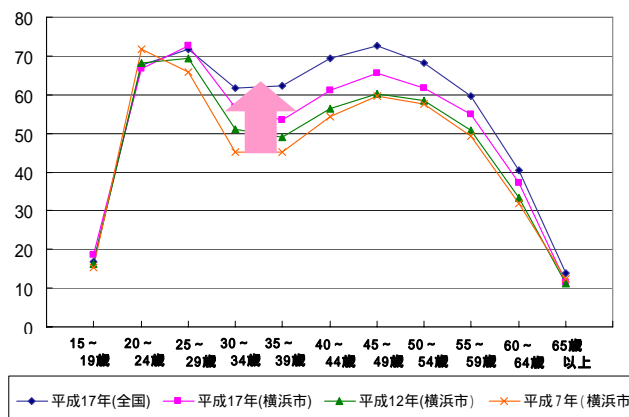


子育て不安 – 妊娠中や出産後 1 か月くらいの間、約 6 割の人が不安定に

平成 16 年に実施した本市のニーズ調査において、「妊娠中、または出産後 1 か月くらいの間、母親が精神的に不安定になったことはありますか」との問いに対し、いずれも約 6 割の母親が「精神的に不安定になった」と回答しており、身近な場所で、子育ての不安を相談できる等、地域における子育て支援が求められています。

女性の就業率 – 20 代後半から 30 代の働く女性が徐々に増加

20 代後半から 30 代の女性の労働力率は、徐々に上昇しており、M 字カーブも緩やかに描かれるようになってきました。今後も女性の就業率は上昇することが予想されるため、仕事と子育てや家事などを両立できる環境の整備をより一層進めていく必要があります。



めざすべき姿



地域における様々な子育て支援施策やワーク・ライフ・バランスの推進を市民と協働で進めることにより、子育て中の保護者の子育てに関する様々な不安や負担が軽減されるとともに、子育てに積極的な価値を見いだせる社会や次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことができる社会が推進されています。

また、保育所の整備を進め、増加する保育ニーズに対応するとともに、保護者の就労状況にかかわらず利用できる多様な保育サービスを拡充することにより、保育や子育て支援を必要とする子ども・保護者が、気軽に各種のサービスを利用できる環境が整っています。

具体的な取組

(1) こんにちは赤ちゃん訪問事業の実施 **新規** <平成21年1月開始>

保護者が子育てを楽しみ感じ、気軽に相談できる地域の風土づくりを進めるため、広く地域で子育て支援にかかわる市民が、生後4か月までの子どもがいる家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を実施します。

目標

子育て家庭を訪問する従事者の養成(研修の実施) :

研修の参加者数 600人

訪問件数 : 2,200件

>> 平成21年1月~3月生まれの赤ちゃんのいるすべての家庭

(里帰り等で不在の家庭と、訪問に同意のない家庭を除く)

(2) 地域子育て支援拠点を中心とする地域における子育て支援の充実

市民と行政が協働して、小学校区程度の徒歩で行ける身近な場所に、親子が交流でき、様々な情報提供や相談などを行う場を確保することを目指すほか、地域の中で子どもを預け、預かる子育てサポートシステムの充実を図り、地域全体で子育て家庭を支える環境を整えていきます。

また、地域の子育て支援の情報共有を進めるため、支援にかかわる多様な市民の情報交換・交流等によりネットワークづくりを進めます。



目標

地域子育て支援拠点 利用者数の増 :

延べ153,000人 237,000人 (9か所 12か所)

親と子のつどいの広場 利用者数の増 :

延べ85,000人 111,000人 (19か所 25か所)

子育てサポートシステム 利用件数の増 :

延べ40,000件 42,000件

中期計画目標値 :
18か所(H22年度末)

中期計画目標値 :
36か所(H22年度末)

(3) 多様な保育ニーズへの対応

就業形態や家族形態の変化に伴い、保育所を利用している世帯だけでなく、子育て家庭の育児ストレスの軽減や緊急時における保育場所の確保など、保育ニーズの多様化に対応するため、一時保育、病児保育等を推進します。

→ 中期計画目標値：
249 か所 (H22 年度末)

→ 中期計画目標値：
18 か所 (H22 年度末)

目標

一時保育 利用者数の増：
延べ 108,391 人 120,000 人 (193 か所 214 か所)
病児保育 利用者数の増：
延べ 2,500 人 2,700 人 (5 か所 10 か所)
幼稚園預かり保育
利用者数の増：月平均 1,756 人 1,850 人
実施か所数の増：65 園 69 園 (H20.4.1 H21.4.1)

(4) 保育所整備等の推進

保育ニーズの増加に対応し、待機児童の解消を進めるため、市有地を活用する「市有地無償貸付」や既存保育所の「増築による定員増」及び既存幼稚園を活用する「認定こども園」など、多様な手法で保育所を整備します。

また、老朽化した民間保育所の改築を進め、入所児童の処遇の向上を図るとともに、定員増を図ります。

→ 中期計画目標値：
約 38,000 人
(H22 年度末)

目標

保育所定員の増：
35,582 人 36,657 人 (1,075 人定員増)
(H20.4.1 H21.4.1)

(5) 幼・保・小連携の推進

幼児教育と小学校教育との円滑な接続と双方の教育の充実をめざし、育ちと学びの連続性の確保を推進していくため、毎年度 2 地区で実施してきた「モデル園・モデル校事業」を拡大して、今年度は 9 地区(9 区)で連携推進地区事業を実施し、今後全区(1 区 1 地区)に展開していきます。

目標

連携推進地区事業の実施地区
2 地区(モデル実施) 9 地区

(6) 市内企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスの推進により、父親が子育てに積極的に関わられるようになり、母親の子育てに関する負担や不安の軽減につながることをめざし、中小企業を対象に社会保険労務士などのアドバイザー派遣や事業所内保育施設の設置支援をモデル的に実施するほか、啓発用のリーフレット発行やセミナー、シンポジウムを開催します。



目標

取組支援企業(アドバイザー派遣数) :
企業・企業グループ等 6 か所
企業向けセミナー、市民向けシンポジウムによるワーク・ライフ・バランスの啓発 : 各 1 回開催
小規模事業所内保育施設への整備補助 : 2 事業所

(7) 子育て家庭応援事業 **新規** <平成 20 年 10 月開始>

地域・企業・行政が一体となって子育て家庭を応援しようとする社会的気運を醸成するとともに、子育て家庭が「地域社会に支えられている」「子どもを持ってよかった」と実感できる社会づくりを進めるため、市内の企業や店舗が提供する子育て家庭を応援するサービスや特典を情報発信するとともに、子育て家庭が、それらのサービスを利用できる仕組みをつくります。

[サービス・特典の例]

%割引、お子さまジュースプレゼント、授乳室あり、ベビーカー貸出 OK 等



目標

応援する店舗等の数 : 1,200 店舗
>> 平成 21 年度末までに 3,500 店舗(1 小学校区につき 10 店舗程度)
[参考] 横浜市内の小学校数 : 346 校 (平成 20 年 4 月 1 日現在)

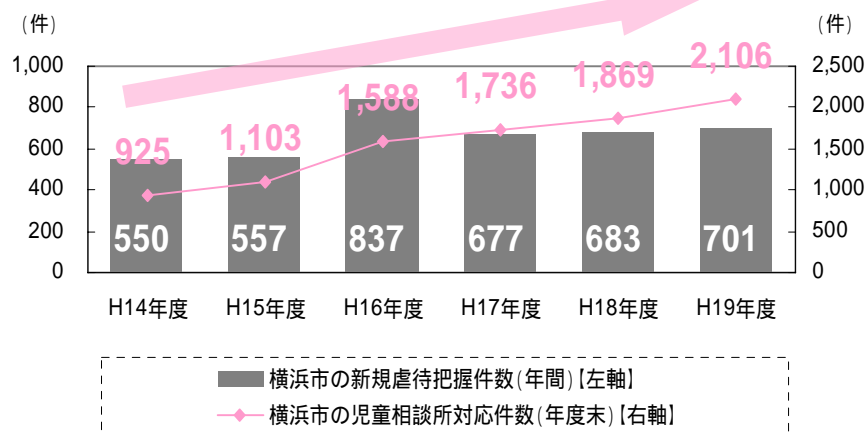
児童虐待等への総合的な対応

取り巻く状況

児童虐待件数は年々増加し、乳幼児や小学校低学年の割合が多い

児童虐待への対応は、長期にわたる支援が必要であり、本市における児童虐待対応件数(児童相談所年度末件数)は年々増加し、19年度末は2,106件となっています。

また、新規虐待把握件数では、乳幼児や小学校低学年の児童への虐待件数が、全体の約7割を占めています。



めざすべき姿

すべての子どもが、家庭において適切な養育を受け、幸せな生活を送ることができるよう、あらゆる社会の構成メンバーが、子育てや児童虐待に関心を持つとともに、不適切な養育の予防や家庭における子育てを支援するための協力体制が整っています。

また、やむを得ず家庭における適切な養育が困難な子どもに対しては、家庭に代わりそれぞれの状況に合う安定した養育を行う環境が整備されています。

具体的な取組

(1) 児童虐待防止

児童虐待の防止には、地域における早期発見・早期対応が重要なため、地域の人々が子育てや児童虐待に関心を持つことを目指し、不適切な養育や児童虐待を予防するためのキャンペーンを実施します。

また、虐待等で児童を家庭から分離した後、再び一緒に生活ができるように、児童のケアとともに家庭で適切な養育が行えるよう家族に対して支援を行う「家族再統合」事業を推進します。



中期計画目標値：
85件(H22年度末)

目標

STOP 子ども虐待 よこはまキャンペーンの実施：11月
重点広報の拡大：保育所に加え、新たに幼稚園を対象に実施
幼稚園・小学校教員等への研修実施：区単位で、全区で実施
家族再統合の実現：90件 92件

(2) 社会的養護⁽¹⁾の充実

社会的養護を必要とする子どもに、家庭に代わって、児童へのきめ細やかな生活支援を行うことを目指し、児童養護施設の新築・改築を進め、小規模単位での養育を行えるよう個室化、ユニット化⁽²⁾を図るなど、適切な生活環境を整えます。

また、里親制度の拡充、家庭型ファミリーグループホーム事業の見直しを行います。

中期計画目標値：
689人(H22年度末)

目標

児童養護施設の定員増：556人 568人
(うち市所管施設 386人 398人)

【新築】

1 館目「杜の郷」

- 竣工(3月)、開所予定(平成21年度)、定員30人

2 館目「ポート金が谷(仮称)」

- 工事着工(9月)、竣工・開所予定(平成21年度)、定員30人

3 館目

- 用地選定後、法人の公募開始(3月)、定員30~40人

【改築】「聖母愛児園」

工事出来高50%、竣工予定(平成21年度)、

定員20人増(76人 96人)

【地域小規模児童養護施設⁽³⁾の設置】

定員6人 18人(1か所 3か所)

里親新規登録の増：22組 25組



中期計画目標値：
5か所(H22年度末)

1 「社会的養護」

虐待をはじめとするさまざまな理由により、家庭において適切な養育を受けることのできない子どもたちを、家庭に代わり乳児院や児童養護施設、里親などが養育すること。

2 「ユニット化」

少人数で生活(就寝・食事・入浴)できる単位で施設を構成すること。

3 「地域小規模児童養護施設」

地域の民家等を活用し、養育環境に恵まれない子どもたちを、少人数の家庭的な雰囲気の中できめ細かく養育する施設。

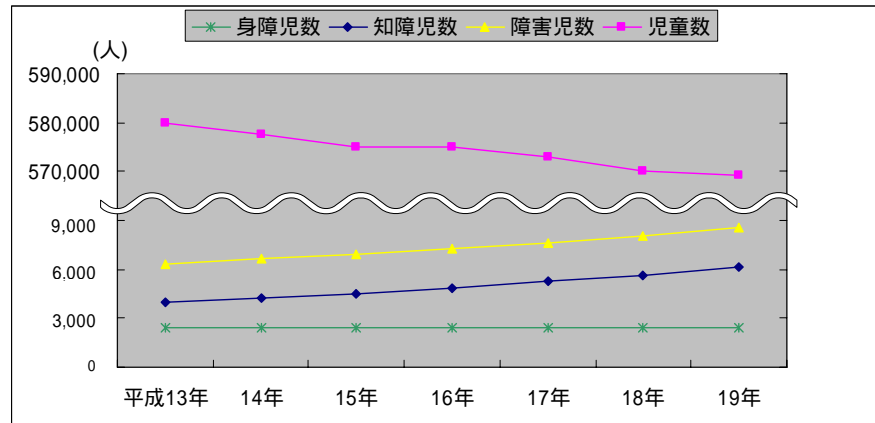
障害児の地域における生活支援の推進

取り巻く状況

本市における障害児の推移

本市では、すでに18歳未満の児童人口は減少傾向に入っていますが、障害児については未だ増加傾向にあります。障害種別ごとに見ていくと、肢体不自由児等の身体障害児は概ね横ばいですが、知的障害児や重症心身障害児者は増加しています。また、地域療育センターを利用する児童のうち、知的な遅れを伴わない児童が半数以上を占めており、発達障害児の増加傾向もうかがわれます。

このように、増加傾向にある障害児とその家族を支援する福祉サービスの充実が求められています。



【参考】市内在宅重症心身障害児者数の推移(過去7年間)

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年
18歳未満	374	400	412	439	444	448	440
18歳以上	238	252	270	278	294	321	337
合計	612	652	682	717	738	769	777

「障害児」とは、身体障害者手帳もしくは療育手帳の所持児童とします。

「市内在宅重症心身障害児者」とは、本市4児童相談所が把握している人数です。

「発達障害児」とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現し、「日常生活又は社会生活に制限を受ける」18歳未満の児童を言います。(発達障害者支援法第2条抜粋)

めざすべき姿

障害児一人ひとりの状況に配慮した身近な体験交流の場や学習の場、専門的な相談・診療の場が整備され、本人の豊かな成長と将来の自立に向けた良好な環境が整備されるとともに、家族の生活の安定・充実が図られています。

また、障害に理解のある医療機関同士の連携が進み、身近な医療機関から専門的医療機関まで、重度の障害のある子どもも安心して受診できる医療環境が整っています。

具体的な取組

(1) 障害児居場所づくり事業の拡充

体験や交流を通じて障害児の豊かな人間性を育むことや、家族の就労や余暇等の社会参加の機会が充実し、安定した生活が送れるようになることを目指し、学齢期の障害児が、放課後や夏休みにのびのびと過ごすことのできる居場所を増やします。

目標

障害児居場所の利用者数の増：
延べ 11,465 人 19,900 人 (8 か所 13 か所)

中期計画目標値：
21 か所 (H22 年度末)

(2) 地域療育センターによる学校支援

方面別に設置された障害児地域療育センターの専門的知識・ノウハウを活用した「本市ならではの」学校への支援策を展開します。

具体的には、各センターに専任の学校支援スタッフを配置し、小学校の教職員を対象に教室等の環境設定や児童とのコミュニケーションのとり方、教材の活用に関する助言を行うなど、発達障害のある児童等への対応に関する支援を行います。

目標

訪問等の技術支援の実施：市内小学校全 346 校へ個別案内し、支援申し込みのあった小学校全校



(3) 学齢障害児支援事業(学齢後期)

中学校期以降の障害児に対し、小児療育相談センターでの診察や個別支援に加え、新たに横浜市総合リハビリテーションセンターにおいて診療を開始し、学齢後期の障害児に対する相談診療体制の充実を図ります。

目標

実施機関の増：1 か所(個別支援を中心とした支援機関)
2 か所(個別支援を中心とした支援機関、診療機能を中心とした支援機関)

(4) 重症心身障害児者への医療提供体制の充実・拡大

重症心身障害児者が身近な医療機関で適切な医療が受けられ、家族とともに在宅でも安心して生活できることを目指し、医療機関情報の提供、医療連携ネットワークの構築など医療提供体制の充実・拡大に取り組みます。

目標

重心医療協力医療機関の指定：
指定 0 か所 { 日常診療に対応する診療所 6 か所(1 医療圏に 2 か所)
入院対応できる病院 3 か所(1 医療圏に 1 か所)
年齢を問わず手術対応できる病院 1 か所(全市で 1 か所)
重心医療従事者養成研修の実施：参加看護師 30 人

放課後児童育成施策の推進

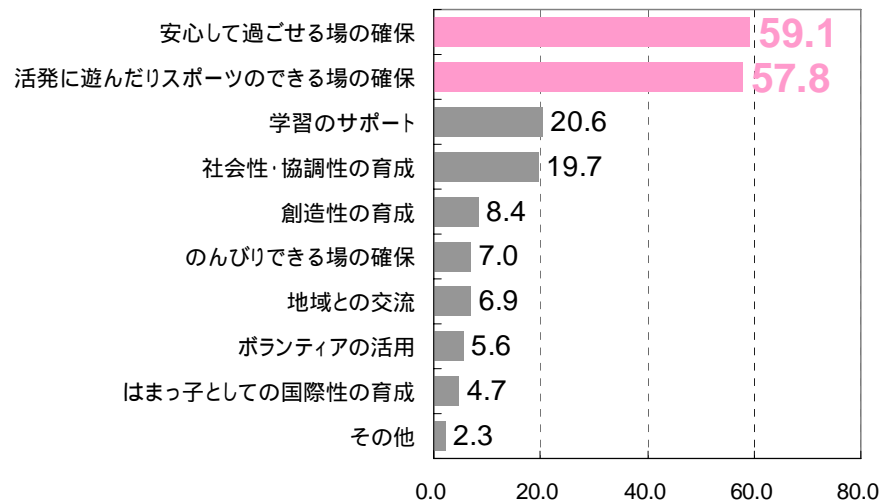
取り巻く状況



すべての子どもたちが、安心して過ごせる場所の確保が必要

女性の就業率の上昇や就労形態の多様化等に伴う留守家庭児童の増加、都市化に伴う安全で自由に遊べる場所の減少、さらには子どもを対象とした犯罪の多発等、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化する中において、すべての子どもたちが、安心して過ごせる場所の確保が求められています。

(問) 放課後の児童のための横浜市の施策として望むことは何ですか。主なものを2つにつけてください。(N=6,142、複数回答)



(出典) 放課後児童育成に関する意識調査 (平成 15 年 6 月 横浜市)

めざすべき姿

すべての子どもたちにとって、「放課後キッズクラブ」、「はまっ子ふれあいスクール」、「放課後児童クラブ」の“放課後 3 事業”が推進されることにより、安全で快適な放課後の居場所が確保されるとともに、地域の方々の参画により、発達段階に応じた様々な体験プログラムが実施されています。

また、子どもの創造力を生かした自由な遊び場である「プレイパーク」の活動が推進されることにより、子どもの創造力・冒険心が育成されています。

具体的な取組

(1) 放課後児童育成施策

放課後キッズクラブを放課後児童育成施策の中心的事業と位置付け、拡大展開を図るとともに、はまっ子ふれあいスクール、放課後児童クラブ(学童保育)を推進し、放課後の居場所を確保します。

また、運営の質的向上を図るため、放課後キッズクラブへの第三者評価のモデル実施を行うほか、放課後児童育成施策を担う人材育成を充実させます。

>> (参考) 放課後児童育成施策の概要

放課後キッズクラブ	内容	すべての子どもたちを対象に、小学校施設を活用し、「遊びの場」と「生活の場」を兼ね備えた安全で快適な放課後の居場所づくりを実施
	19年度	実施48か所、登録児童数12,177人、常勤指導員数100人
はまっ子ふれあいスクール	内容	学校施設を利用し、異年齢児間の遊びや交流を通じて児童の創造性、社会性、自主性を養う居場所づくりを実施
	19年度	実施301か所、登録児童数79,708人、常勤指導員数301人
放課後児童クラブ	内容	地域の理解と協力のもと、留守家庭児童の安全で豊かな放課後を過ごすための居場所づくりを実施
	19年度	実施175クラブ、登録児童数7,612人、常勤指導員数331人

「登録児童数」は、留守家庭児童実態調査(平成19年10月 横浜市)による



目標

放課後児童育成施策 登録児童数の増 :

99,497 人 104,100 人 (全児童数 : 約 192,000 人)

第三者評価のモデル実施 :

放課後キッズクラブ 21 か所 (平成 17・18 年度開設分)

人材の育成(研修の実施) : 30 回、参加者数延べ 1,500 人

(2) プレイパーク活動の支援

公園の一部を冒険的遊び場として活用し、子どもの創造力・冒険心を育むプレイパーク事業について、市民との協働により、実施か所数を増やすとともに、開催日を増やします。



目標

プレイパークの利用者数の増 :

延べ 58,791 人 70,000 人 (9 か所 12 か所)

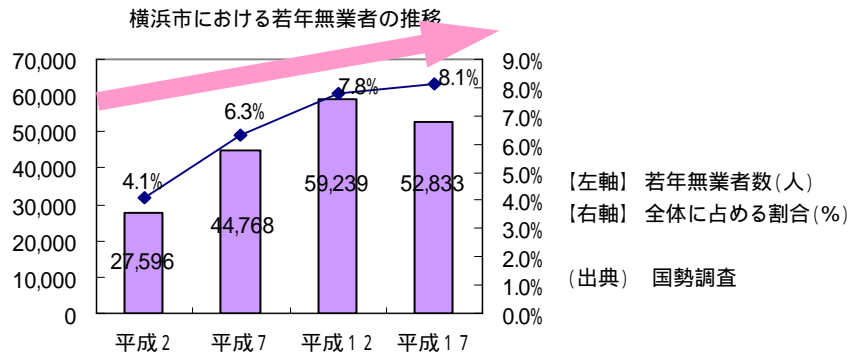
中期計画目標値 :
18 か所(H22 年度末)

青少年自立支援施策の推進

取り巻く状況

青少年の自立支援施策の充実が必要

本市の15歳～34歳の若年無業者()は、平成17年は人数で見ると平成12年より減少しているものの、若年無業者の占める割合は増加しており、青少年の自立支援施策の充実が求められています。



「若年無業者」

学校に通学せず、独身で、収入を伴う仕事をしていない15歳～34歳の個人(失業者含む)。

めざすべき姿

横浜に暮らす若者が、自立支援団体や企業等のネットワークにより、一人ひとりの状況に応じた、相談や社会参加・就労支援プログラムの実施等、きめ細やかな支援を受けて自立し、生き生きとした人生を送ることが可能となっています。

また、若者が地域に関心を向け、地域の課題解決に向けた地域活動等を地域の人たちと一緒に実施することにより、横浜市がより活力ある素晴らしい都市となっています。

具体的な取組

(1) 若年無業者に対する相談支援機能の充実

無業やひきこもり状態にある若者に対する相談支援機関として、職業的自立を支援する「よこはま若者サポートステーション」、社会参加に向けた支援を行う「青少年相談センター」、地域における自立支援を行う「地域ユースプラザ」の機能充実や連携を図ることで、一人ひとりの青少年の状況に応じたきめ細やかな相談支援を行います。

目標

よこはま若者サポートステーションの利用者数の増:

延べ9,503人 10,000人

地域ユースプラザの利用者数の増:

延べ1,837人 5,800人(1か所 2か所)

青少年相談センターの利用者数の増:

延べ9,158人 9,500人

中期計画目標値：
よこはまサポートステーションの利用者数
10,400人(H22年度末)
地域ユースプラザの利用者数
13,500人(H22年度末)

(2) 若年無業者に対する社会参加・就労支援プログラムの拡充

無業やひきこもり状態にある若者の社会参加や就労を進めるため、農村と都市の多様な社会資源をネットワークし活用することで、集団生活による生活訓練から就労支援までのプログラムを包括的に提供する「よこはま型若者自立塾」を開設します。

あわせて区役所や学校教育機関、NPO、企業、商店街、農業従事者などとの連携により若年無業者に向けた様々な社会参加や就労支援のプログラムを展開することで、全国に先駆けた青少年自立支援の「パイオニア・モデル」を構築します。



目標

「よこはま型若者自立塾」など横浜市が関係する社会参加・就労支援プログラムの利用者の人数の増：延べ1,654人 2,500人
横浜市が関係する社会参加・就労支援プログラムを利用することで、就労した若者の人数の増：延べ40人 60人



野菜地モノ市

(3) 青少年の地域活動の促進と思春期問題の啓発・社会環境健全化

中・高校生世代を中心とした青少年が、安心して気軽に集い、仲間や地域の大人との交流、様々な体験等を行うことのできる「青少年の地域活動拠点」を設置すると共に、区役所や小中学校、地域団体との連携によって、児童・生徒に社会体験・職業体験の機会を提供するためのプログラムを全市的に展開します。あわせて思春期問題への啓発及び青少年を取り巻く社会環境健全化に取り組みます。



ワークショップ

目標

青少年の地域活動拠点の利用者数の増：
延べ2,270人 8,000人 (2か所 5か所)
社会体験・職業体験プログラム参加者数の増：
延べ3,160人 10,000人
思春期問題出前講座への講師派遣の増：
延べ46回 48回 (参加者延べ人数の増4,458人 4,800人)
深夜パトロール講習会(青少年指導員等対象)：10回

→ 中期計画目標値：
70,000人(18か所)
(H22年度末)

→ 中期計画目標値：
38回(H22年度末)

母子家庭等の自立支援への対応強化

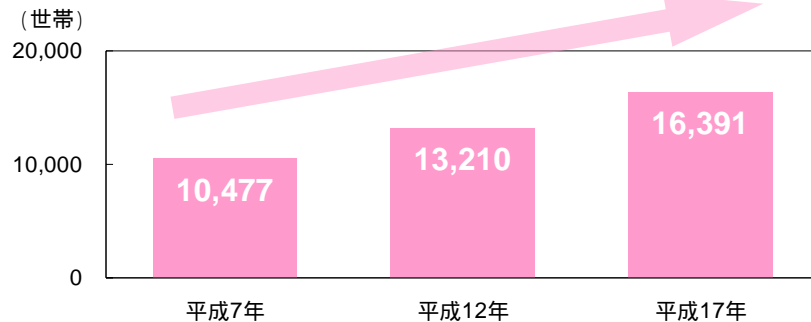
取り巻く状況

母子家庭等の自立支援策の充実が必要

本市母子世帯数は、平成12年から平成17年までの5年間で24%増と大きく増加しています。また、全国調査では、母子世帯の平均所得金額については、全世帯の平均所得金額に比べて低い水準となっています。

このように、母子世帯の多くは、経済的不安や児童の養育、健康面での不安など、生活する上で様々な課題を抱えており、自立支援策のより一層の充実が求められています。

横浜市の母子世帯数



(出典) 国勢調査統計

母子家庭の平均所得金額

	全世帯	母子世帯	一般世帯を100とした場合の 母子世帯の平均収入
平成14年	589.3万円	212万円	36.0
平成17年	563.8万円	213万円	37.8

(出典) 平成18年度全国母子世帯等調査結果報告

めざすべき姿

子育てと生計維持の役割を一人で担う母に対し、就労相談や情報提供などの就労支援に加え、子育てや生活への総合的な支援が充実し、世帯の生活の安定・向上とともに、児童の健全な成長が確保されています。

具体的な取組

(1) 母子家庭の母に対する就労支援

相談から就職につなげるまでの継続的な自立支援を行う「母子家庭等就業・自立支援センター」を中心に、ハローワーク等関連機関と協働して就労支援セミナーなどを開催し、母子家庭の母の経済的な自立を目指します。



目標

年間支援者数の増 : 延べ 899 人 1,200 人

就労者数の増 : 90 人 120 人

支援セミナー開催 : 9 回

(2) 地域での安定した生活に向けた支援

母子家庭が、母子生活支援施設退所後においても安定した生活が送ることができるよう、退所後 1 年間、世帯訪問及び電話相談等のフォロー支援を行います。

また、5 世帯以上の母子家庭が共同して生活する小規模分園型母子生活支援施設を設置し、より地域に近い生活を経験する場を提供して、入所者の自立促進を図ります。

このほか、母親の夜間の急用などの緊急時に、母子生活支援施設で一時的に子どもを預かる夜間養護(トワイライトステイ)を実施するなど、母子家庭等が地域で自立した生活が営めるよう支援を行います。

目標

母子生活支援施設退所者向けフォロー支援者の配置 : 3 か所

小規模分園型母子生活支援施設の設置 :

1 か所、定員 5~6 世帯

夜間養護(トワイライトステイ)の実施施設の設置 :

0 か所 1 か所

中期計画目標値 :
6 か所(H22 年度末)



横浜市 コード
Co-Do 30
2025年までに温室効果ガス排出量を30%削減!

